

# 開発調査事業・実施要領 その1

(業務担当者のために)

昭和 50 年 5 月 15 日



社会開発協力部開発調査課

国際協力事業団

受入 月日	'87.6.23	000
登録 No.	08686	36
		SD



## 目 次

まえがき	-----	1
第1 実施計画書作成要領	-----	3
第2 開発調査団員格付基準表	-----	13
第3 作業監理委員会設置要綱例	-----	14
第4 海外に派遣された専門家（開発調査事業）が本部あてに 発信する場合の電信の宛名略号	-----	16
第5 国際電報料金表	-----	17
第6 予防接種について	-----	21
第7 開発調査事業にかかる測量および地図作成作業の積算 方式について（開発調査課案）	-----	22
第8 技術協力のために海外に派遣する専門家のための給与等 に関する基準（抜粋）…（外国旅費の精算基準）	-----	27
第9 航空代理店によるサービスの変更について	-----	32
第10 海外派遣専門家の帰路変更の取扱いについて	-----	33
第11 46年度開発調査プロジェクトのコンサルタント報酬について（外務省通達）	-----	35
第12 調査報告書の原稿料等支払基準（案）	-----	38
第13 建設省における積算基準等の例	-----	40
〔1〕 設計業務等委託料予定価格積算基準	-----	40
〔2〕 測量作業積算基準	-----	44
〔3〕 測量作業に係る技術管理費精算の運用について	-----	48
〔4〕 ボーリング調査積算基準	-----	51
〔5〕 道路および橋梁概略設計基準	-----	56
〔6〕 土木事業に係る設計業務等を委託する場合の 契約方式等について	-----	58
〔7〕 ジョイント・ベンチャーについて	-----	63

## ま え が き

海外技術協力事業は、極めて巾が広く、かつまた常に世界の新しい情報に関する知識を必要とし、しかも際限がないほど息の長い事業であり、忍の一字といえる。世界を見渡すに、持てる者と持たざる者とが互に高い城壁をめぐらし、葦のすいから外界をのぞき、外界との交渉を1、2のたよりない連絡担当将校に一任しているかに見える。事業団は少なくともこれら将校の随員として甘んじてはならぬ。事業団は世界國家の經濟政策を担当する一員としての自覚のもとに、世界平和を念願しつつ、自からを研磨していこう。

JICAの業務は、OTCA時代から含めて、13年が経過しようとしているが、未だプロジェクトを進めていく上に必要な基礎的作業の合理化が達成されておらず、日々とまどいと不安に心を悩すことが多い。海外技術協力事業を今後ますます発展させていくために、我々は、若く、将来性のある、この新生のJICAを育成していくことに、もっと真剣に取り組もう。

このためには、先ず我々は、一時期、高所高論を棄て、今なすべきことを行なおう。それはプロジェクトを単に動かすことではない。これは、動物が生きるために日々食するに同じ。我々のなすべきことは、このプロジェクトという素材を使って、万人が好んで食べる料理とするための方法を創り上げることである。プロジェクトを料理する腕のいい料理人は、すでにそろっている。料理人は、皆様方である。しかし、料理人がそれぞれ勝手に料理したのでは、どうも味がよくない。このため、料理人が使用する道具を定めなければならない。その道具は皆様のよく知っている「カントリープログラムの作成」、「Feasibility Study 示方書」、「海外データ情報年報」、「契約業務示方書」、「調査用資機材輸送要領」、「業務委託積算基準」、「精算業務要領」、「報告書審査基準」等々である。悲しいことに、このプロジェクトという材料は、極めて腐敗しやすいときている。だから料理人は、手持の道具を使ってとり合えず料理せざるを得ないのが現状である。

我々は、一刻も早く基礎的作業の合理化と、諸基準の作成に着手しよう。  
そうすることが、世界国家の経済政策担当官としての基本である。

この冊子は、私個人が所有していた資料を合本したものであるが、皆様の  
囲りには、まだまだ多量な、貴重なデータが存在するものと思われる。そ  
れらをまず目の当る場所に置こうではないか。そしてワーキング・グループ  
をいくつか作り、立派な道具に削り上げようではないか。

幸なことに、我々の身の囲りで、こういった動きがすでに始まっている。  
この芽を摘んでしまわずに、すくすくと育て、大きな樫の木にしよう。

樋 貝 文 雄

## 第1 実施計画書作成要領

### 1. 実施計画書の位置付け

実施計画書は、プロジェクトの実施に先立ち作成し、主管省に対し、プロジェクトの調査内容、および実施額に関する承認を受ける書類である。したがって、調査内容および実施額については、当該プロジェクトに即した積み上げによって計画、積算されることが原則である。このため、コンサルタントの組み込み方、作業監理委員会を設置するかどうか、調査国の編成について関係省への打診等、構想を固めておく必要がある。

しかし、本書作成段階においては、通常相手国の諸事情についての詳細が判明していない場合が多く、現地調査日程、現地調査費の算出に関しては、困難がともなうが、現地事情に明るい、専門家、海外事務所、外務省、コンサルタント等より情報を収集し、その時点での妥当なものを作成する努力をすることが肝要である。

### 2. 実施計画書作成フォーム

開発調査課にストックしてあるものを使用するが、大規模プロジェクトの場合には、この標準フォームでは記載困難であるので、各自このフォームに準じて実施計画書を作成する。

### 3. 実施計画書記載要領

#### (1) 調査の目的

次の例に準じて簡潔に記載する。

(例) 「〇〇国政府の要請に基づき、日本国政府は、同国の首都圏における物資および人口の流動に対する交通対策の一環として計画されている放射道路 R-10 について、〇〇年度事前調査を実施したが、引続き本年度は、本件に関するフィージビリティ調査を実施するものである。」

(2) 要請の背景と計画の概要

次の内容を記載する。

- ① 相手国またはプロジェクト対象地域における地勢・人口等の概要
- ② 相手国またはプロジェクト対象地域におけるプロジェクト関係施設の現況
- ③ プロジェクト関係施設の未整備であった理由およびこのため招来している問題点
- ④ 本件プロジェクトが優先して取り上げられることとなった理由
- ⑤ 本件プロジェクトの概要
- ⑥ 本件プロジェクトに関連する他の調査歴（日本以外で実施された調査を含む）

(3) 調査計画の概要

本件プロジェクトに関し、当該年度に実施すべき調査の範囲、内容について、現地調査および国内作業に分けて簡条書に概説する。

(4) 調査行程計画表

- ① 本計画表は、線表で表現する。
- ② 記入事項は、a. 国内準備又は事前解析  
b. 現地調査  
c. 国内作業  
d. 中間報告の提出、説明  
e. 国内作業  
f. ドラフトファイナルの説明  
g. 最終報告書の作成（ドラフトファイナルの修正、印刷、製本）  
h. 最終報告書の送付

を標準とし、各プロジェクトに応じて取捨選択する。

- ③ 調査内容別に調査行程が異なる場合には、調査内容別に線表を作成

する。

- ④ 当該調査が次年度以降にまたがる場合には、当該年度は実線、次年度以降は破線で記載する。

(5) 現地調査日程

- ① 日程表は、後で述べる現地調査費積算のための基礎となるものであるから、出来る限り詳細に表現することが望ましい。
- ② 日程表は、線表で表現する。
- ③ 現地調査期間の設定は、5または7の倍数とすることが望ましい。
- ④ 相手国に対しドラフトファイナル説明を行なった場合には、原則として最終報告書の説明は行なわない。送付のみ。
- ⑤ 中間報告および、ドラフト報告のための日数は、(会議6日)+(往復の旅行日)を原則とする。

⑥ 記入事項は

(事前調査又は本調査)

- a. 旅行日
- b. 日本大使館および相手国政府表敬
- c. 調査方法および日程について相手国政府と打合せ
- d. 現地調査
- e. 現地調査移動日
- f. 休日
- g. 相手国政府との会議
- h. 資料整理
- i. 旅行日

(中間報告又はドラフト説明)

- a. 旅行日
- b. 日本大使館および相手国政府表敬
- c. 会議



d. 旅行日

を標準とし、各プロジェクトに応じて取捨選択する。

- ⑦ 調査内容別に日程の異なる場合には、調査内容別に線表を作成する。

(6) 調査団の編成

- ① 調査の円滑かつ確実なる遂行を期するため、業務分担、人数については、専門家のアドバイスを受けることが肝要である。

- ② 区分は、本調査、中間報告、ドラフト説明の別および作業監理委員会を設置する場合には、調査団、作業監理委員会の別を記入する。

- ③ 作業監理委員会の場合も、業務分担を記入する。

- ④ 事業団職員の参加について

イ. 現地調査には「業務調整」として全期間参加することを原則とする。

ロ. コンサルタント一括発注方式で、作業監理委員会を設置する場合、事業団職員は、本調査期間の開始時、および終結時に7～15日の期間で現地派遣とする。

また、中間報告、ドラフト説明には全期間参加をする。

ハ. 作業監理委員を派遣する場合は、事業団職員は、作業監理委員会のグループに入れる。

(7) 外国旅費

- ① 航空賃 料金改定がしばしばあるため、航空エージェントに問い合わせる。

- ② 宿泊費 カンパニー・アカウントを考慮せず、(旅行日数)－1とする。

- ③ 旅行雑費 5,000円/人とする。

- ④ 赴帰任国内旅費

イ. 本計画書作成時点で団員が決定していない場合でも大阪—東京を基準とし、2名分計上することが望ましい。

ロ. 1人往復4泊4日とする。

⑤ その他別途定める基準を参照のこと。

(8) 現地調査費

① (5)現地調査日程表との整合性を図る。

② 現地調査積算に当っては、必要に応じて作業班を想定する。

③ 1日当たり単価で計上する費用は、往復の旅行日、7日に1回の休日を除き各費目毎に適正な日数を計上する。

但し、15日間以内の短期調査、僻地調査期間およびプロジェクトの性格上必要と認められる場合は、この限りにあらず。

④ 備人費

イ. 通訳 — 当該プロジェクトが英語圏の場合は認めない。

但し、英語圏であっても、政府主要メンバー以外は英語が通じない地域については、現地語対英語の通訳費を認める。

— 人数は1班1人とする。

ロ. 宿泊費 — 通訳、運転手、案内人、カウンターパートについて計上する。原則として人夫は、作業現場雇用とするが、

これに寄り難い場合は、宿泊費を計上する。

ハ. 人夫 — 作業内容によって、適正人数を計上する。

ニ. 案内人 — カウンターパートでは役割を果たすことのできない業務が生じる場合に計上する。

⑤ 車輛等借上費

イ. 車輛 — 台数は、調査団員数、班編成、通訳人数、カウンターパート数、作業内容等によって決定する。但し、1台当たり、運転手を除き4人を原則とするが、長距離走行の場合は3人とすることができる。

— 相手国にて借上不可能な場合、または借上費が購入費

を上まわる場合は、現地での車輛購入費を計上する。  
また、購入の場合には、現地での購入の可否を調査するとともに、現地購入費と日本で購入し輸送する経費を比較し、有利の方を採用する。日本にて購入するときは(9)の資機材等購送費に計上する。この場合、カンリン代も計上する。

— 修理代の必要がある場合には計上する。

ロ. 航空機・船舶 — あらかじめ相手国での借上の可否を調査し、借上不能の場合には代替案を考える。

⑥ 交通費（航空賃、汽車賃、船賃）

イ. 作業現場が首都より極めて遠いか、作業現場までの道路事情が悪く、車で到達不能な場合に計上する。

ロ. 計上する人数は、必要な調査団員、カウンターパート、通訳、案内人、現地参加団員とする。

ハ. 運賃は、航空エージェント等により調査すること。

⑦ 通信運搬費

イ. 電 信 — 単価は 10 円単位とする。

— 回数は 1 ケ国につき 2 回とする。但し、同一国に 1 ケ月を超える長期調査を行なう場合は（1 ケ月に 1 回）+ 1 とする。

— コンサルタントに対しては認めない。

ロ. 資機材返料費 — 精密機器、緊急調査用資機材についてはエクセスとする。

⑧ 資機材等購入費 — 調査の内容に応じて計上するが、材料購入費については、調査内容をよく把握しておかないと、大きな失敗をするので要注意。

⑨ 現地報告書作成費 — 現地調査完了時点で相手国政府に対し、現地

調査結果、今後の見通し等について作成するものであるから、20枚程度とする。

⑩ 会議費 — コンサルタントには認めない。

— 回数は現地調査期間が15日未満の場合は1回、15日以上の場合は2ヶ月に1回とする。但し、2ヶ国以上にわたる調査の場合は、1ヶ国につき1回追加する。

— 人数は5の倍数とし、(調査団々員数×2)+5とする。

⑪ 現地参加団員経費 — 実施計画書作成時点で想定されるものは、購入した車輛整備のため、現地邦人の技師を雇用する場合である。

(9) 資機材等購送費

① 資機材購入費 — 原則として、軍手、作業服、作業靴、フィルム、テント等とし、高額調査用機材はコンサルタントより借用することが望ましい。JICAにも相当量の機材が存在するので、社会開発計画課所有のリストを参考にすることが肝要。

② 機材損料 — 機材別内訳を記載すること。

— 損料は、各省所有の損料表によることが望ましい。

③ 消耗品等購入費 — コンサルタントについては認めない。(医薬品、文具類)

④ 資機材等送料 — 精密機器、緊急調査用資機材はエクセスとする。

— 大型機材、または大量な調査用資機材の場合は、発送時及び引取時における国内輸送費、通関手数料等を計上する。

(10) 技術費

① 直接人件費、諸経費、技術経費の他、必要に応じて電算機使用料、国内土質試験費等直接経費を計上する。

② 諸経費率および技術経費率は、営利法人の場合は110%、40%、

非営利法人の場合は、90%、30%とする。

(1) 報告書作成費

① 報告書作成費

- イ. 原稿料 — 公務員、公社、公団等、コンサルタント報酬を支払わない者が、レポートの原稿を書いた場合に支払うものである。
- ロ. 審査料 — コンサルタントが作成した原稿について、作業監理委員もしくはその部門の学識経験者に、内容審査を依頼する経費である。
- ハ. 印刷製本費 — (現在新しい基準を検討中)

② 報告書作成諸費

原則として次の通りとする。

- イ. 資料作成費 — 会議用資料で、部数は(会議出席者数) × (会議の回数)とする。
- ロ. 会議費 — 人数：(混成チーム) { (団員数) + 10人 }  
：(作業監理委員会) { (作業監理委員数) + (調査団員数) + 10 }  
・回数：(現地調査出発前3) + (帰国後報告書完成時まで毎月1回)
- ハ. 交通費 — 人数：(会議出席人数) - 5  
回数：会議回数と同数

(2) 内国旅費

東京都内以外に在住する作業監理委員または調査団々員が、会議のため上京する経費である。

- イ. 上京回数：会議回数に同じ
- ロ. 人数：赴任国内旅費人数の2人とし、作業監理委員を設置する場合は1名追加する。

4. 実施計画書作成単価

昭和50年度海外技術協力事業費支出負担実施計画  
積算単価表

科目区分		単 価		備 考	
コンサルタント経費 (技術費)	直接人件費	理事・技師長	23500円	50.4.1 付建設省 官技発第65号に よる。  諸経費、技術経費 の算定方式は前年 通り	
		主任技師	22400円		
		技師(A)	19500円		
		技師(B)	15900円		×23日×( )人・月
		技師(C)	12700円		
		技 術 員	8800円		
		主任技術者	35000円		
測量作業経費	直接人件費	測量主任技師	16100円	50.4.1 付建設省 官技発第64号に よる。	
		測量技師	13600円		
		測量技師補	9400円		
		測量助手	6600円		
		操縦士	18600円(航空手当を含む)		
		整備士	13900円( )		
		撮影士	14700円( )		
		撮影助手	7100円( )		
現地調査費	備入費	通 訳	6000円	2回、1月又は1国 以上1回追加	
		人 夫	1000円		
		運 転 手	2500円		
		案 内 人	3000円		
	借上費	ジープ、乗用車	6000円		×( )日×( )台・隻
		ト ラ ッ ク	8000円		
		モーターボート	6000円		
			飛 行 機		50,000円×( )時間
		通信連絡費	普 通 電 報		( )円/語×30語×( )回
		資料購入費			2000円×20種
	資料複写費		2000円×20種		

科 目 区 分		単 価		備 考
	資機材返送費		( )円×( )kg	空送(エクス、アナガン、カーゴ)海送の別を明記のこと。
	会議費		2500円×( )人×( )回	
	現地報告書		2000円×( )枚	中間報告書として現地政府に提出
報告書作成費	原稿料		2000円×( )枚	
	翻訳料	和文英訳	2600円	
		英文和訳	2200円	
		和文仏訳	2800円	
		仏文和訳	2800円	
		和文特殊語訳	2800円	
		特殊語和訳	2800円	
	審査料		1,000円	
	校閲料		1,000円	
	印刷製本費	和文報告書	頁数      タイプ印刷	図表、写真等を含む。基準部数は、100部。
			100      30万円	
			200      60万円	
			300      90万円	
			400      120万円	
			500      150万円	
		英文報告書	100      50万円	
			200      100万円	
			300      150万円	
			400      200万円	
			500      250万円	
	報告書送料	空      送	( )円/kg× $\frac{1}{2}$ ×( )kg	
	報告書作成諸費	資料作成費	800円×( )部×( )種	
		会議費	500円×( )人×( )回	
		交通費	1,000円×( )人×( )回	
		作業室借上	6,000円×3回	
外国旅費		渡航雑費	5,000円×( )人	

第2 開発調査団員格付基準表

(海外技術協力事業団) 45年8月

格付 (等級)	国家公務員基準		OTCA	民間人基準			考 備
	行政職(-)	研究職(-)		教育職(-)	役職員基準	学歴年次(経験年数)	
特級	指定職 1-9~	指定職 1-19~	指定職 1-19~	役員	以上 30	以上 35	調査団々長たる者
1級	1-1~1-8 2-8~	1-11~1-18 2-27~	1-9~1-18 2-18~	1-1~1-13	22 27	特選 特選	会社部長、工場長、研究所長級 中小会社、団体役員、顧問級
2級	2-1~2-7 3-6~ 4-11~	1-1~1-10 2-14~2-26 3-16~	1-1~1-8 2-9~2-17 3-15~	2-1~2-17	15 19	30 35	会社次長、工場研究所、幹部級 中小会社部長、団体幹部級
3級	3-1~3-5 4-5~4-10 5-11~	2-8~2-15 3-8~3-14 4-18~	2-4~2-8 3-5~3-12 4-18~	3-5~5-23	12 16	25 30	会社役員、中小会社幹部、 団体幹部級
4級	4-1~4-4 5-6~5-10	2-4~2-7 3-11~3-15 4-13~4-17	2-1~2-3 3-5~3-7 4-13~4-17	3-1~3-4	9 13	20 25	大学高専卒以外の者 は社会的地位不要
5級	5-1~5-5 6-5~	2-1~2-3 3-6~3-10 4-11~	3-1~3-4 4-5~4-12 5-11~	4-1~4-24	5 8	11 15	
6級	6-1~6-4 ~7-6	3-1~3-5 4-1~4-10 5-1~	4-1~4-4 5-1~5-10	5-1~5-26 6-4~6-28	3 6	9 13	

注(1) 国家公務員の格付について、本表の基準に比して他の専門家に比して不当に低くなるときは、本人の学歴年次経歴等を勘案して調整する。

(2) 上記にかかわらずOTCAの3等級11号俸以上の職員については、本人の資格、経験、他との均衡等を勘案のうえ、必要に応じて2等級に格付することができるものとする。

(3) 民間人の格付は本表の学歴年次、経験年数及び社会的地位等により、公務員との均衡を考慮して行なり。但し、本表の学歴年次は、最長の期限を示し、前記諸条件により格付を決定する。



### 第3 作業監理委員会設置要綱例

#### Bangladesh国ジャムナ河架橋計画調査

#### 作業監理委員会設置要綱

- 第1. 国際協力事業団（以下「事業団」という。）は、Bangladesh国ジャムナ河架橋計画調査作業監理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 第2. 委員会は、事業団総裁の諮問をうけて事業団が実施する Bangladesh国ジャムナ河架橋計画調査に関する次の事項について審議する。
- (1) 調査の実施方針
  - (2) 調査を実施させるコンサルタント等の選定
  - (3) 現地調査計画
  - (4) 成果品のとりまとめ方針
  - (5) 成果品作成に必要な作業の範囲と内容
  - (6) 調査の運営監理
  - (7) その他必要事項
- 2 委員会は前項に掲げる事項について事業団総裁に答申する。
- 第3. 委員会は委員長1名、委員17名をもって組織する。
- 2 委員長および委員の担当業務は次のとおりとする。

	担 当 業 務	員 数
委員長	総 括	1
委員	測 量	2
"	河 川 計 画	5
"	土 質	2
"	交通及び道路計画	3
"	橋 梁 計 画	3
"	地 域 経 済	2

- 第4. 委員長および委員は関係省のすいせんに基づき総裁が委嘱する。
  - 2 委員長および委員の任期は本件調査の完了までとする。
- 第5. 委員長は委員会の会務および議事を総括する。
  - 2 委員長に支障のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 第6. 委員会の招集は委員長が行なう。
- 第7. 委員会の庶務は事業団社会開発協力部が行なう。

第4 海外に派遣された専門家（開発調査事業）が  
本部あてに発信する場合の電信の宛名略号

1. CABLE ADDRESS

経済協力部門 JICAHDQ

2. TLX Answer back code

経済協力部門 JICAHDQ J 22271

3. 電文の文頭略号（社会開発協力部）

SHAKAI

## 第5 国 際 電 報 料 金 表

この表は、通常電報1語あたりの料金です。

至急電報（URGENT）の場合は倍額、書信電報（LT）の場合は半額（最低料金22語分）です。

昭和49年7月1日現在

あ て 先	料金¥	あ て 先	料金¥
<b>ASIA</b>			
Afghanistan .....	164	Macao .....	80
Bangladesh Rep .....	132	Malaysia .....	
Brunei .....	176	Malaya .....	118
Burma .....	116	Sabah .....	152
China .....	72	Sarawak .....	158
Cyprus .....	248	Mongolia .....	110
Hong Kong .....	68	Nepal .....	132
India .....	132	Pakistan .....	132
Indonesia .....	102	Persian Gulf .....	
Iran .....	118	Bahrain .....	218
Iraq .....	150	Dubai .....	248
Israel .....	168	Philippines .....	
Jordan .....	160	Manila .....	70
Khmer Rep .....	116	Other places .....	96
Korea (South) .....	40	Saudi Arabia .....	
Korea (North) .....	108	Jedda .....	160
Kuwait .....	160	Other places .....	184
Laos .....	116	Singapore .....	118
Lebanon .....	146	Sri Lanka .....	144

あ て 先	料金 ¥	あ て 先	料金 ¥
Syria .....	148	Bolivia .....	
Taiwan .....	72	Corocoro } .....	276
Thailand .....	90	La Paz } .....	
Viet-Nam (South) .....	116	Other places .....	296
Viet-Nam (North) .....	114	Brazil .....	190
Yemen		Chile .....	222
Aden .....	274	Colombia .....	240
<b>NORTH</b>		Ecuador .....	
<b>AMERICA</b>		Esmeraldas } .....	240
Canada .....	108	Guayaquil } .....	
Mexico .....	180	Quito } .....	
U.S.A. (Excl. Hawaii)		Salinas Guayas } .....	
Alaska .....	150	Other places .....	250
Other places .....	118	Paraguay .....	222
<b>CENTRAL</b>		Peru .....	222
<b>AMERICA</b>		Uruguay .....	
Costa Rica .....	226	Montevideo .....	248
El Salvador .....	230	Other places .....	262
Guatemala .....	226	Venezuela .....	294
Honduras Rep. ....	226	<b>WEST INDIES</b>	
Nicaragua .....	230	Cuba	
Panama .....	226	Havana } .....	206
<b>SOUTH</b>		Santiago de Cuba } .....	
<b>AMERICA</b>		Other places .....	218
Argentina .....	202	Dominica .....	324

あ て 先	料金 ¥	あ て 先	料金 ¥
Dominican Rep		Gibraltar .....	192
La Vega	288	Greece .....	192
Puerto Plata		Hungary .....	200
Santo Domingo		Iceland .....	212
S. Pedro de Macoris		Ireland .....	192
Santiago		Italy .....	192
Other places .....	298	Liechtenstein .....	192
Haiti		Luxembourg .....	192
Port au Prince ....	288	Malta .....	192
Other places .....	302	Monaco .....	192
Jamaica .....	294	Netherlands .....	192
Puerto Rico .....	184	Norway .....	192
Trinidad & Tobago		Poland .....	204
Trinidad .....	324	Portugal .....	192
Tobago .....	342	Romania .....	200
<b>EUROPE</b>		Spain .....	204
Albania .....	194	Sweden .....	192
Austria .....	192	Switzerland .....	192
Belgium .....	192	Turkey .....	192
Bulgaria .....	192	U.K. ....	192
Czechoslovakia .....	204	U.S.S.R. ....	106
Denmark .....	192	Vatican .....	192
Finland .....	192	Yugoslavia .....	196
France .....	192	<b>OCEANIA</b>	
Germany (E.W) .....	192	Australia .....	150

あ て 先	料金¥	あ て 先	料金¥
Fiji .....	180	Mali .....	222
Hawaii		Mauritius .....	300
Oahu .....	104	Morocco .....	214
Other places .....	130	Mozambique .....	224
Mariana Is.		Niger .....	222
Guam .....	70	Nigeria .....	330
Saipan .....	100	Rhodesia .....	234
Midway .....	104	Rwanda .....	260
New Zealand .....	150	South Africa .....	200
Wake I. ....	104	South West Africa ....	200
<b>AFRICA</b>		Sudan .....	198
Algeria .....	192	Tanzania .....	288
Central Africa .....	258	Togo .....	222
Chad .....	258	Tunisia .....	192
Congo		Uganda .....	288
(Brazzaville) ....	258	Zaire .....	242
Egypt .....	176	Zambia .....	234
Ethiopia .....	176		
Ghana			
Accra .....	330		
Other places .....	342		
Kenya .....	288		
Liberia .....	266		
Libya .....	192		
Malawi .....	234		

## 第6 予防接種について

(1) 種痘（全地域に必要）

有効期限 3年、接種回数 1回

(2) コレラ（アフリカ地域、アジア地域）

有効期限 6ヶ月 成人は 2回

間隔は 5～7日

（注）種痘とコレラは同日に接種可能。有効期限6ヶ月以内の再接種の場合  
は yellow card を持参し1回の接種で再度6ヶ月有効となる。

(3) 黄熱病（アフリカ地域、中南米地域）

有効期限 10年 接種は1回

（注）1. 黄熱と種痘の予防接種を受ける場合、接種間隔は30日以上  
（種痘が最初）

2. コレラ、黄熱病は同時でも可能

接種場所 ① 東京検疫所 TEL 471-7922

前日までに予約し、毎週火曜日実施。

13:00 まで必着。

② 羽田検疫所 TEL 747-0761

前日までに予約。毎週木曜日実施。

13:00 まで必着。

料 金 1,010円



## 第7 開発調査事業にかかる測量および地図作成作業 の積算方式について（開発調査課案）

### 〔1〕 積算内容について

#### I 外国旅費

- (1) 外国旅費 …… 航空賃、支度料、日当、宿泊費、旅行雑費
- (2) 赴帰任国内旅費 …… 運賃、日当、宿泊費

#### II 現地調査費

- (1) 雇人費 …… 通訳、人夫、運転手、等の賃金（必要に応じ宿泊費）
- (2) 車輛等借上費 …… 車輛、航空機、船の借上費用
- (3) 車輛維持費 …… 車輛（OTCA貸与）の燃料、油脂、修理の費用
- (4) 交通費 …… 航空賃、汽車賃
- (5) 通信運搬費 …… 資機材等返送費、梱包料
- (6) 資機材等購入費 …… 資料、材料の購入費用
- (7) 外貨交換手数料 …… (1)～(6)の経費の外貨交換手数料

#### III 資機材等購送費

- (1) 資機材購入費 …… 資機材（消耗品）の購入費用
- (2) 資機材損料 …… 資機材の損料
- (3) 資機材等送料 …… 資機材等の輸送費、梱包料

#### IV 技術費

- (1) 直接人件費 …… 現地の測量作業及び国内作業の要員の人件費
- (2) 諸経費 …… 間接測量費、一般管理費
- (3) 技術管理費 …… 技術管理に要する費用、検定の費用
- (4) 電算機使用料 …… 測量計算に使用する電算機の使用料

#### V 報告書作成費

- 報告書作成費 …… 翻訳費、印刷製本費

VI 図化印刷作業費

(1) 図化作業費 …… 航空三角測量、図化、製図の費用

(2) 印刷作業費 …… 印刷の費用

VII 現地調査費

航空写真撮影費 …… 航空写真撮影の費用

60,000  
140,000

## {2} 積算方式について

### I 外国旅費

必要経費を積算する。

### II 現地調査費

必要経費を積算する。

### III 資機材等購送費

必要経費を積算する。

### IV 技術費

(1) 直接人件費 …… 測量作業の基準日額による。

(2) 技術管理費 ……  $\text{技術管理費} = (\text{直接人件費} + \text{雇人費} + \text{主要測量機械損料}) \times \text{技術管理費係数}$

(注) 技術管理費係数は別表によるものとする。

(3) 諸経費 ……  $\text{諸経費} = (\text{直接測量費}) \times \text{諸経費率}$   
 $= (\text{外国旅費} + \text{現地調査費} + \text{資機材等購送費} + \text{直接人件費} + \text{技術管理費}) \times \text{諸経費率}$

(注) 1. 諸経費率は別表によるものとする。

2. 外国旅費で計上するものは、日当及び宿泊料とする。

(4) 電算機使用料 …… 必要経費を積算する。

### V 報告書作成費

必要経費を積算する。

### VI 図化印刷作業費

必要経費を積算する。

### VII 現地調査費

航空写真撮影費 …… 外国の航測会社に撮影を外注する場合には、その必要経費を積算する。

### 〔3〕 技術費の内容

#### I 直接人件費

測量主任技師	16,100 円
測量技師	13,600
測量技師補	9,400
測量助手	6,600
操縦士	18,600
整備士	13,900
搬搬士	14,700
搬影助手	7,100

- ① 測量作業に直接従事する技術者は、上記の直接人件費を用いる。
- ② 調査団総括責任者、業務調整および渉外業務担当は、コンサルタント技術費の直接人件費による。

#### II 諸経費 …… 特定プロジェクト（一括発注）

##### ① 民間会社一括発注の場合

直接測量費 × 諸経費率

直接測量費は、測量作業に従事する技術者の人件費のほか、測量作業を実施するに要する経費（資機材購送費、現地調査費、技術管理費）

諸経費率は、直接測量費の額に対応する率による。（諸経費率表参照）

##### ② 非営利法人一括発注の場合、

直接測量費 × 諸経費率

直接測量費は上記①に同じ、諸経費率は上記①に同じ。

諸経費率表

（百万円）

直接測量費	40～46	46～52	52～58	58～64	64～70	70～
民間会社発注	0.330	0.325	0.315	0.310	0.305	0.300
公益法人発注	0.270	0.266	0.258	0.254	0.250	0.245

（注）公益法人発注は民間会社発注の率に  $\frac{90}{110}$  を乗じた値。

### Ⅲ 技術管理費

- (1) 施工管理費 …… (人件費 + 雇入費 + 測量機械器具損料)  
× (技術管理費係数)

技術管理費係数は、作業種別に対応する係数による。(係数表参照)

- (2) 成果検定費 …… (成果品の受験点数) × (検定単価)

成果品のうち、測量技術センター等の機関に検定を依頼する数量に、検定の所要単価を乗ずる。

## 第 8 技術協力のために海外に派遣する専門家のための給与等に関する基準（抜粋）

（昭和 38 年 4 月 1 日）  
海技協達第 8 号

### （目 的）

第 1 条 この基準は、技術協力のために開発途上にある海外の地域に派遣する専門家の給与等に関する諸般の事項を定めることを目的とする。

### （適用範囲）

第 2 条 削 除

### （用語の意義）

第 3 条 この基準において「専門家」とは、海外技術協力事業団（以下「事業団」という。）が、国の委託に基づき開発途上国に対する技術協力事業を実施するため、これらの国に派遣する技術者及び技術調査団の団員をいう。

第 6 条 短期派遣者には、航空賃、船賃、鉄道賃、日当、宿泊料、支度料及び旅行雑費を支給する。

### （旅費の計算）

第 10 条 旅費は、用務上の必要に応じ最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により、これにより難しい場合には、別の取扱いによることができる。

第 11 条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、国内旅行にあっては、用務上の必要、又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、日当については、日当定額の 3 日分、宿泊料については、宿泊料定額の 3 夜分を超えることができない。

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃により支給する。

(1) 特級の格にある者については、最上級の運賃

(2) 1級以下の格にある者については、最上級の直近下位級の運賃。

ただし、1級の格にある者については、その者の用務の性質上特に必要がある場合は、別に定めるところによって最上級の運賃を支給することができる。

(日当及び宿泊料)

第20条 日当及び宿泊料の額は、別表第3の(1)及び(2)の定額による。

(支度料)

第24条 支度料の額は、別表第5の定額による。ただし、旅行期間15日未満の出張の場合の支度料の額は、同表の旅行期間1月未満の定額の2分の1に相当する額とする。

2 過去において支度料の支給を受けたことがある者に対して支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず同項の規定による額から、派遣の出発の日から起算して過去1カ年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内とする。

3 専門家が派遣後任国の事情の変更その他特別の理由により任期が短縮された場合にはすでに支給した支度料の返納は要しない。又延長になった場合にはその追給は行なわない。

(旅行雑費)

第25条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、入出国税及び海外渡航のための健康診断料の実費額による。

(短期派遣者の日当及び宿泊料のてい減)

第28条 短期派遣者が主として同一の勤務地に滞在する場合における日当及び宿泊料はその勤務地に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2

に相当する額を定額から減じた額による。

(長期派遣への切換え)

第29条 短期派遣者として派遣後その派遣期間が延長され、当初の期間と延長された期間との合計が1年に達し、かつ、延長が決定した日から引続き6ヵ月以上勤務する場合には、延長が決定した日の属する月の翌月から長期派遣者として取り扱うものとし、かつ、その者が扶養親族を呼び寄せた場合には、第5条第13項の規定中10ヵ月以上とあるのは8ヵ月以上と、第26条第2項の規定中10ヵ月未満とあるのは8ヵ月未満とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の場合においては、出発時の着後手当、支度料の差額及び移転料のうち専門家に係る額は、支給しない。



別表第3

(1) 内国旅行

(単位 円)

格 付	日 当	宿 泊 料	
		甲 地 方	乙 地 方
特級 (指定職相当)	1,300	6,500	5,900
1級 (1等級相当)	1,300	6,500	5,900
2級 (2等級相当)	1,100	5,600	5,000
3級 (3等級相当)	900	4,600	4,100
4級 (4等級相当)	900	4,600	4,100
5級 (5等級相当)	900	4,600	4,100
6級 (6等級以下相当)	750	3,700	3,300

備考 1 宿泊料の項中、甲地方とは東京都、大阪市、名古屋市、京都市、神戸市、横浜市、福岡市及び北九州市をいい、乙地方とはその他の地域をいう。

2 鉄道、船舶旅行の宿泊は、乙地方の額による。

(2) 外国旅行

(単位 円)

格 付	日 当			宿 泊 料		
	指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方
特級 (指定職相当)	3,800	3,300	3,200	12,200	10,600	10,100
1級 (1等級相当)	3,800	3,300	3,200	12,200	10,600	10,100
2級 (2等級相当)	3,300	2,900	2,800	10,300	9,000	8,600
3級 (3等級相当)	2,900	2,500	2,400	9,100	7,900	7,500
4級 (4等級相当)	2,900	2,500	2,400	9,100	7,900	7,500
5級 (5等級相当)	2,900	2,500	2,400	9,100	7,900	7,500
6級 (6等級以下相当)	2,500	2,200	2,100	7,800	6,800	6,500

備考 1 指定都市の地域とは、次に掲げる地域とする。

パリ

- 2 甲地方とは乙地方及び指定都市以外の地域をいう。
- 3 乙地方とは次に掲げる地域とする。
  - (1) 歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び南洋群島
  - (2) 朝鮮、中国、台湾、モンゴル、香港、マカオ、ヴィエトナム、ラオス、カンボディア、フィリピン、インドネシア、チモール、タイ、ビルマ、インド、ネパール、ブータン、パキスタン、バングラディシュ、スリランカ、モルディヴ、マレーシア、シンガポール及びブルネイ
  - (3) アフガニスタン、イラン、イラク、クウェイト、トルコ、シリア、ジョルダン、サウディアラビア、イエメン、レバノン、イスラエル、バハレーン、カタル、アラブ首長国連邦、オマーン及び南イエメン
  - (4) エジプト、スーダン、リビア、チュニジア、アルジェリア及びモロッコ
- 4 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は乙地方につき定める定額とする。

別表第 5

(単位 円)

区 分	支 度 料			赴 任
	出 張			
	旅行期間 1月未満	旅行期間1月 以上～3月未満	旅行期間 3月以上	
特級（指定職相当）	86,240	104,720	123,200	200,000
1級（1等級相当）	78,160	94,910	111,650	190,000
2級（2等級相当）	70,070	85,090	100,100	180,000
3級（3等級相当）	66,030	80,180	94,330	165,000
4級（4等級相当）	61,990	75,270	88,550	150,000
5級（5等級相当）	53,900	65,450	77,000	120,000
6級（6等級以下相当）	53,900	65,450	77,000	90,000

## 第9

昭和49年4月26日

各部(室)長 殿

総務部長

### 航空代理店によるサービスの変更について

現在、研修員関係を除き、専門家、調査団および職員の海外渡航手続を代行している菱和、日新、東観、芙蓉、日本旅行、西鉄の以上6社より、現在行っているサービスの変更方申し入れがあり、諸事情等勘案の結果、5月1日より、下記の通り、実施することに決定したので、管下職員に周知徹底方お願いする。

#### 記

#### 1. 送 迎

- (1) 見送り 従来通り行なう。
- (2) 出迎え 原則として中止する。

#### 2. 車 代

- (1) 専門家、調査団等  $1,500 \text{円} \times 2 \text{回} (\text{出発} \cdot \text{帰国}) = 3,000 \text{円}$
- (2) 職 員  $3,000 \text{円} \times 2 \text{回} (\text{出発} \cdot \text{帰国}) = 6,000 \text{円}$

渡航者の立替分として、代理店が、現金にて直接支払うこととする。

#### 3. 配 車

原則として中止する。但し、渡航者が希望する場合はこの限りでない。

#### 4. 連絡事項の伝達(帰国時)

ミーティングサービスを通じ代理店の費用負担により、代理店が責任をもって行なう。

#### 5. 航空バックの支給

中止する。但し、ファーストクラスは航空会社が無料サービスする。

#### 6. 外貨ライセンス

書類は事業団が作成し、日銀への申請、受領は代理店にて行なう。

以 上

第10

昭和49年5月17日  
通達(総)第4号

各 部 室 長 殿

理 事 長

海外派遣専門家の帰路変更の取扱いについて

技術協力のために海外に派遣した専門家の任期が終了した場合は、最も経済的な通常の経路及び方法により帰国せしめるのが原則であるが、専門家が特に帰国経路の変更を希望する場合の取扱いについては、今後以下に定めるところに従って処理するものとする。

記

1. 専門家が帰国経路の変更を希望する場合は、任国出発予定日の1月前までに、理事長に対して帰路変更の申請をさせ、その承認を受けるものとする。
2. 前項の申請は、変更の目的及び理由、変更に係る経路及び日程等を記載した申請書によって行なうものとする。
3. 第1項の申請及び承認は、海外事務所管轄国に在勤する専門家については、当該海外事務所の長を経由して行なうものとする。
4. 理事長は、第1項の申請が次の要件を充す場合に、これを承認するものとする。ただし、派遣期間3月未満の専門家及び調査団員については、原則として承認しないものとする。
  - (1) 変更が、事業団の業務に支障を及ぼさないこと。
  - (2) 申請者が、本邦における所属期間の変更承認を取付けていること。

- (3) 変更に係る旅行期間が、不相当に長期に亘るものでないこと。
  - (4) 変更に係る旅行の目的及び旅行地が、外交上又は専門家としての立場上不適当なものでないこと。
5. 第1項の承認は、次の条件を附して行なうものとする。
- (1) 帰国に要する旅費は、変更承認前の通常の帰国経路及び方法により旅行するものとして計算した額を超えては支給しないこと。
  - (2) 変更に係る旅行中の事故については、災害補償制度及び共済給付制度を適用しないこと。
  - (3) 変更に係る旅行については、宿舍手配その他の便宜供与を行なわないこと。

第 11

経協技第 50 号

昭和 46 年 8 月 16 日

海外技術協力事業団総務部長 殿

外務省経済協力局技術協力課長

46 年度開発調査プロジェクトの  
コンサルタント報酬について

46 年度における開発調査プロジェクト（投資前基礎調査委託事業および  
経済開発計画実施設計委託事業）の実施にあたって、コンサルタント報酬に  
関する基準を次のとおり定めたので、右基準に従って、コンサルタント業務  
を契約されたい。

1. 直接人件費（現地調査分）

実質現地調査期間に出発前準備期間および帰国後整理期間を付加し、現  
地調査費を算出するにあたっては、次の原則に従う。

(イ) 実質現地調査期間が 1 カ月以上の場合

出発前 0.5 カ月、帰国後 1.0 カ月、合計 1.5 カ月を限度とし、プロジェク  
トごとに 1.0 カ月より 1.5 カ月の範囲で付加する。

(ロ) 実質現地調査期間が 1 カ月未満の場合

実質現地調査期間と同一期間を準備・整理期間として計算することと  
し、プロジェクトごとに 0.0 カ月より、1.0 カ月の範囲で付加する。

2. 諸経費及び技術経費

(イ) 特定プロジェクトの場合

(1) コンサルタント会社、民間会社へ一括発注する場合

諸経費は直接人件費の 110 %

技術経費は直接人件費・諸経費の合計額の 30%

(ii) 非営利法人へ一括発注する場合

諸経費は直接人件費の 90%

技術経費は直接人件費・諸経費の合計額の 20%

但し、貴事業団と非営利法人との契約においては、下記注意事項を明記することとする。

また、非営利法人がコンサルタント会社、民間会社に対して支払うコンサルタント報酬は諸経費 110%、技術経費 30%とするように、貴事業団より当該非営利法人に対し指導ありたい。

注 「所属先補填制度の対象となるべき特殊法人・地方自治体の職員を、貴財団の嘱託として、本件調査団の一員に臨時雇用した場合には、コンサルタント報酬は前記計算方法にかかわらず、別に定める『専門家所属先に対する人件費の補填に関する規程』によることとする。」

(ロ) 一般プロジェクト

(i) コンサルタント会社・民間会社へ委託する場合

諸経費は直接人件費の 110%

技術経費は直接人件費・諸経費の合計額の 30%

(ii) 非営利法人へ委託する場合

諸経費は直接人件費の 90%

技術経費は直接人件費・諸経費の合計額の 20%

一般プロジェクトにおいては、所属先補填制度の対象となるべき特殊法人・地方自治体等の職員を、非営利法人の嘱託として、非営利法人とコンサルタント契約することは原則として避けられたい。

(iii) 個人の場合

諸経費は計算しない。

技術経費は直接人件費の 30%

(iv) 国家公務員、地方公務員、特殊法人の場合

諸経費、技術経費は計算しない。(但し、実施設計委託事業については、別に定める)

3 (財) 国際開発センターへの委託基準については別に定める。



## 第12 調査報告書の原稿料等支払基準（案）

### （目 的）

第1条 この基準は、事業団が実施する技術協力に関する調査にともなう報告書（中間報告書は除く。以下「報告書」という。）の作成にかゝる原稿料および審査料の支払いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### （定 義）

第2条 この基準において「調査」とは、海外技術協力事業費のうち次の各号に掲げる経費により実施するものをいう。

- (1) 投資前基礎調査事業費
- (2) 経済開発総合基礎調査事業費

### （原稿料の支払）

第3条 原稿料は、報告書の原稿作成について調査団の団員に対して支払う。たゞし次の各号に掲げるものは支払対象者から除くものとする。

- (1) 事業団役職員
- (2) コンサルタント契約に基づいて派遣される調査団の団員

2. 原稿料支払の対象とする報告書の内容については、調査目的に直接関係する部分とし、前書、日程、一般事情説明、参考図表およびこれに準ずるもの並びに既存資料の単なる転載等はその対象から除くものとする。

第4条 原稿料の支払額は、報告書の最終原稿を400字詰原稿用紙に換算した枚数に次の基準単価を乗じて得た額とする。

基準単価 600円

### （審査料の支払）

第5条 審査料は、報告書の原稿審査について理事長が委嘱する審査員に対

して支払い。

2. 審査の対象となる報告書は、地域総合開発計画等で専門的内容が多岐にわたるものならびに分析およびモデル想定等で高度な内容を有するものとする。

ただし、別途審査の方途が講ぜられているものはその対象から除くものとする。

第6条 審査料の支払額は、報告書の最終原稿を400字詰原稿用紙に換算した枚数に次の基準単価を乗じて得た額とする。

基準単価 300円

(支払時期)

第7条 原稿料および審査料は、報告書の完成時に支払うものとする。

付 則

本基準は、昭和 年 月 日に施行し、昭和 年 月 日から適用する。

## 第13 建設省における積算基準等の例

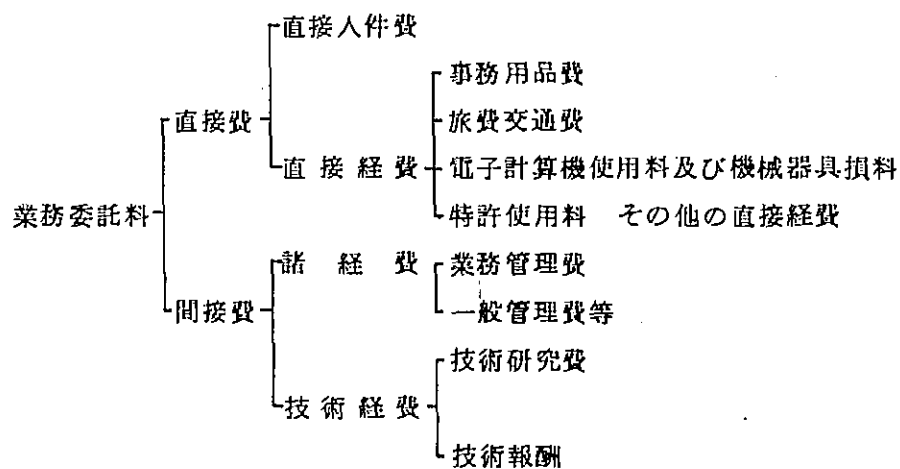
### 〔1〕 設計業務等委託料予定価格積算基準

#### 1. 適用範囲

この積算基準は、土木事業に係る設計業務等を委託する場合に適用するものとする。

#### 2. 業務委託料

##### (1) 業務委託料の構成



##### (2) 業務委託料構成費目の内容

#### イ 直接費

##### (1) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とするものとする。

##### (2) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次のaからdまでに掲げるものとする。

#### a 事務用品費

- b 旅費交通費
- c 電子計算機使用料及び機械器具損料
- d 特許使用料、製図費、青写真謄写費、印刷費等

ロ 間 接 費

(イ) 諸 経 費

諸経費は、業務処理に要する業務管理費及び企業経営に要する一般管理費等で、その内容は、a及びbによるものとする。

a 業務管理費

業務処理に必要な経費のうち直接経費以外のもの

b 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタントの本店及び支店における経費等のうち技術経費以外のもの

(ロ) 技 術 経 費

技術経費は、建設コンサルタントにおける平素の技術能力の高度化に要する経費等で、技術研究費及び技術報酬からなるものとする。

3. 業務委託料の積算

(1) 建設コンサルタントに委託する場合

イ 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算するものとする。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{直接費}) + (\text{間接費}) \\ &= \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) \} + \{ (\text{諸経費}) + (\text{技術経費}) \} \end{aligned}$$

ロ 各構成要素の算定

(イ) 直接人件費

直接人件費は、設計業務等の処理に従事する技術者の職階に応じ、次の表の基準日額の欄に掲げる額により算定するものとする。

技術者の職階	基準日額(円)
理事、技師長	23,500
主任技師	22,400
技師(A)	19,300
技師(B)	15,900
技師(C)	12,700
技術員	8,800
主任技術者	35,000

(注) 主任技術者を置かせる場合において、設計業務等の処理の技術上の管理をつかさどる必要な技術の質、内容等を勘案し特に必要があると認めるときは主任技術者の基準日額を47,000円とすることができる。

(ロ) 直接経費

直接経費は、2の(2)のイのロの各項目について実費を積算するものとし、旅費交通費については「建設省所管旅費取扱規定」及び「建設省職員日額旅費支給規程」に準じて積算するものとする。

(ハ) 諸経費

諸経費は、次の式により算定して得た額とするものとする。

$$\text{諸経費} = \text{直接人件費} \times \frac{110}{100}$$

(ニ) 技術経費

技術経費は、次の式より算定して得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{技術経費} &= \{ (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) \} \times (\text{技術経費率}) \\ &= (\text{直接人件費}) \times \frac{210}{100} \times (\text{技術経費率}) \end{aligned}$$

(注) 技術経費率は、20%～40%の範囲とする。ただし、同工種の設計業務等であっても、その処理が技術的に極めて高度であり、かつ複雑困難なものであると認めるときは、10%増すことができる。

(2) 財団法人等に委託する場合

(1)と同一の方法により積算するものとする。ただし、諸経費は、次の式により算定して得た額とするものとする。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費} \frac{90}{100})$$

(3) 個人（建設コンサルタント以外の個人をいう。）に委託する場合

（諸謝金による場合を除く。）

(1)と同一の方法により積算するものとする。ただし、諸経費については算入しないものとし、技術経費率は40%とするものとする。

4. 業務委託料予定価格

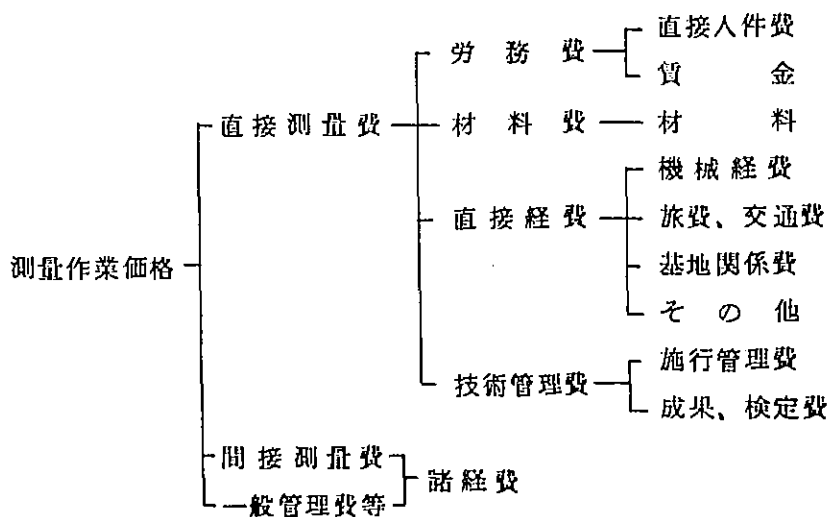
前項により積算された価格について、実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

## 〔2〕 測量作業積算基準

### 1. 適用範囲

この積算基準は、建設省において請負により実施している測量作業に適用するものとする。

### 2. 価格の構成



### 3. 価格構成費目の内容

#### a 直接測量費

直接測量費は、次の各項目について計上する。

#### 1) 労務費

##### (1) 直接人件費

当該測量作業に従事する技術員の人件費である。

##### (2) 賃金

賃金は、当該測量作業を実施するに要する労務の費用である。

#### 2) 材料費

材料費は、当該測量作業を実施するのに要する材料の費用である。

### 3) 直接経費

#### (1) 機械経費

機械経費は、当該測量作業を実施するのに要する費用である。

#### (2) 旅費、交通費

旅費、交通費は当該測量作業を実施するのに要する費用である。

その算定は、「建設省所管旅費取扱規程」及び「国土地理院職員日額旅費等支給規程」に準じて行なう。

ただし、空中写真測量の場合は撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から撮影基地までとする。操縦士及び整備士の往復交通費は計上しない。

#### (3) 基地関係

基地関係費は、測量作業を実施するため基地設置又は使用に要する費用である。

#### (4) その他

器材の運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用を計上する。

### 4) 技術管理費

#### (1) 施工管理費

施工管理費は、当該測量作業の精度を確保するために行なう検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定の費用である。

#### (2) 成果検定費

成果検定費は、測量成果の検定を行なうための費用である。

### b 間接測量費

間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費目として一般管理経費等と合せて、諸経費として計上する。

### c 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び利益よりなる。



1) 一般管理費

一般管理費は、測量作業を実施する企業の本店及び支店における経費であって、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

2) 利益

利益は、測量作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、自己資本利子（配当金等）、内部保留金、支払利息割引料、支払保証等を含む。

4. 測量作業価格の積算方式

測量作業価格は、次式によって積算する。

$$\begin{aligned}
 \text{測量作業価格} &= (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等}) \\
 &= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費}) \\
 &= \{ (\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費}) \} \\
 &\quad \times \{ 1 + (\text{諸経費率}) \} + (\text{成果検定費})
 \end{aligned}$$

諸経費率は次表の各号に定めるところによる。ただし、各号の諸経費率引用にて算出される額が、それぞれの号の前号において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

5. 基準日額表

名 称	基本日額	備 考
測量主任技師	16,100	航空手当を含む
測量技師	13,600	
測量技師補	9,400	
測量助手	6,600	
繰 縦 士	18,600	
整 備 士	13,900	
撮 影 士	14,700	
撮 影 助 手	7,100	

測量諸経费率一覧表

直接測量費が 50 万円以下の場合		1,000 分の 700
50 をこえ	60 万円以下の場合	1,000 分の 685
60 "	70 "	1,000 分の 670
70 "	80 "	1,000 分の 650
80 "	90 "	1,000 分の 640
90 "	110 "	1,000 分の 620
110 "	130 "	1,000 分の 605
130 "	150 "	1,000 分の 585
150 "	200 "	1,000 分の 565
200 "	250 "	1,000 分の 545
250 "	300 "	1,000 分の 525
300 "	350 "	1,000 分の 510
350 "	400 "	1,000 分の 500
400 "	450 "	1,000 分の 490
450 "	500 "	1,000 分の 480
500 "	600 "	1,000 分の 465
600 "	700 "	1,000 分の 455
700 "	800 "	1,000 分の 445
800 "	900 "	1,000 分の 435
900 "	1,000 "	1,000 分の 425
1,000 "	1,200 "	1,000 分の 415
1,200 "	1,400 "	1,000 分の 405
1,400 "	1,600 "	1,000 分の 395
1,600 "	1,800 "	1,000 分の 385
1,800 "	2,000 "	1,000 分の 380
2,000 "	2,400 "	1,000 分の 370
2,400 "	2,800 "	1,000 分の 360
2,800 "	3,200 "	1,000 分の 350
3,200 "	3,600 "	1,000 分の 345
3,600 "	4,000 "	1,000 分の 340
4,000 "	4,600 "	1,000 分の 330
4,600 "	5,200 "	1,000 分の 325
5,200 "	5,800 "	1,000 分の 315
5,800 "	6,400 "	1,000 分の 310
6,400 "	7,000 "	1,000 分の 305
7,000 をこえる場合		1,000 分の 300

### 〔3〕測量作業に係る技術管理費精算の運用について

47 - 3 - 15

建設省大臣官房技術調査室

#### (1) 技術管理費精算資料の運用についての基本方針

公共事業の進展に伴ない測量作業も年々増大し、複雑化し、しかも高度の測量技術が要求され、専門知識が必要となっている。また測量成果の精度の向上、均一化が広く要望されており、これらの主旨に適合した成果を得ることを目的に、技術管理費を計上することとした。従って、管理費の運用にあたっては、正確度の確保均一化された成果を得るよう十分考慮するものとする。

#### (2) 技術管理費の内容

技術管理費の内容として、次の項目を受注者に行なわせるものとする。

##### 1) 施工管理

- イ) 作業計画全般について、総合的な技術的再検討を行なう。
- ロ) 測量成果の精度および品質について、確認のための点検測量を行なう。なお点検測量率は表-1を標準とする。
- ハ) 標識の建設状況等の証拠写真の撮影、及び出来形の現地再確認を行なう。
- ニ) 最終成果の総合的な点検、及び出来ばえについての再確認を行なう。

##### 2) 精度管理表の作成

測量作業規定に定める精度管理表を各作業別に作成し提出する。

##### 3) 機械器具の検定

- イ) 測量作業に使用する長さ、測定の機械（鋼巻尺、インバール尺、電磁波測距儀等）の常数検定を義務づける。
- ロ) その他の機械（トランシット、図化機等）の機械常数の検定を義務づける。

前記の検定については日本測量技術センター、建設研修センターが行ない、発行する証明書を成果品に添付して提出するか、又は受注者自身が検定を行ない、その記録を提出することができる。

4) 成果品の検定

測量作業のうち基本測量等の高精度を必要とするもの、または利用度の高いものについては、日本測量技術センター等高度の技術水準を持つ機関（測量会社を除く）に於ける審査を受け、前期機関の責任者が発行する検定証明書を成果品に添付して提出する。

(3) 技術管理費の積算方式

技術管理費は直接作業費のうち人件費、賃金および機械経費の合計額に技術管理費係数を乗じたものとする。

$$\text{技術管理費} = \{ (\text{人件費}) + (\text{賃金}) + (\text{機械経費}) \} \\ \times (\text{技術管理費係数})$$

(4) 技術管理費係数

1) 技術管理費係数は表-2のとおりとする。

2) 技術管理費係数は同種測量作業であっても、その内容が技術的に極めて高度であるが、または極めて複雑困難であるときは5%を越えない範囲で増すことができる。

(5) 技術管理費の主旨の徹底について

技術管理費を積算する目的をうしなうことのないよう検査、あるいは業者の選定等につき、十分な考慮をほらうものとする。

表-1)

測量種別	点検測量率	測量種別	点検測量率
三角測量(1)	10%	地形測量	2%
〃(2)	5%	中心線測量	5%
多角測量(1)	10%	縦断測量	5%
〃(2)	5%	横断測量	5%
水準測量(1)	5%	写真測量	2%
〃(2)	5%		

注) (1)は特に精密を要する測量、(2)はその他の普通測量

技術管理費係数の範囲は次表のとおりとする。

表-2

測 量 作 業 種 別		技術管理員係数		摘 要
		A	B	
基準点測量	基準(四等)三角測量	9%	18%	A欄は成果検定除く B欄は成果検定含む 係数とする ( )は再測しない場合
	補助(図根) 〃	8	21	
	電磁波測距儀を用いる (精密)多角測量	10(7)	18(9)	
	基準(二等)多角測量	9	20	
	補助 〃	7	16	
	一等(級)水準測量	9(4)	15(10)	
	二等(級) 〃	9(4)	17(12)	
	三等(級) 〃	9	17	
	補助 〃	9	24	
地形測量	地図作成 1/200~1/1000	9		
応用測量	中心線測量	10		
	縦断測量	10		
	横断測量	10		
	用地巾杭測量	2		
	深 浅 測 量	10		
	撮 影	3	7(6)	
	地図作成 1/500~1/1,000	7		
	〃 1/2500~1/5,000	3	6	
	〃 1/10,000~1/25,000	3	8	
	写真図 1/2500~1/5,000	4	7	
	骨格図作成 1/2500	4	9	
地図修成 1/2500~1/5,000	6	12		
〃 1/25,000	3	12		
地図編集	縮図 1/2500~1/5,000	6	24	
	〃 1/25,000~1/50,000	3	11	
製 図	スライド 1/25,000	3	12	

#### [4] ボーリング調査積算基準

##### 1. 適用範囲

この積算基準は、土木事業にかかるボーリング調査に適用するものとする。

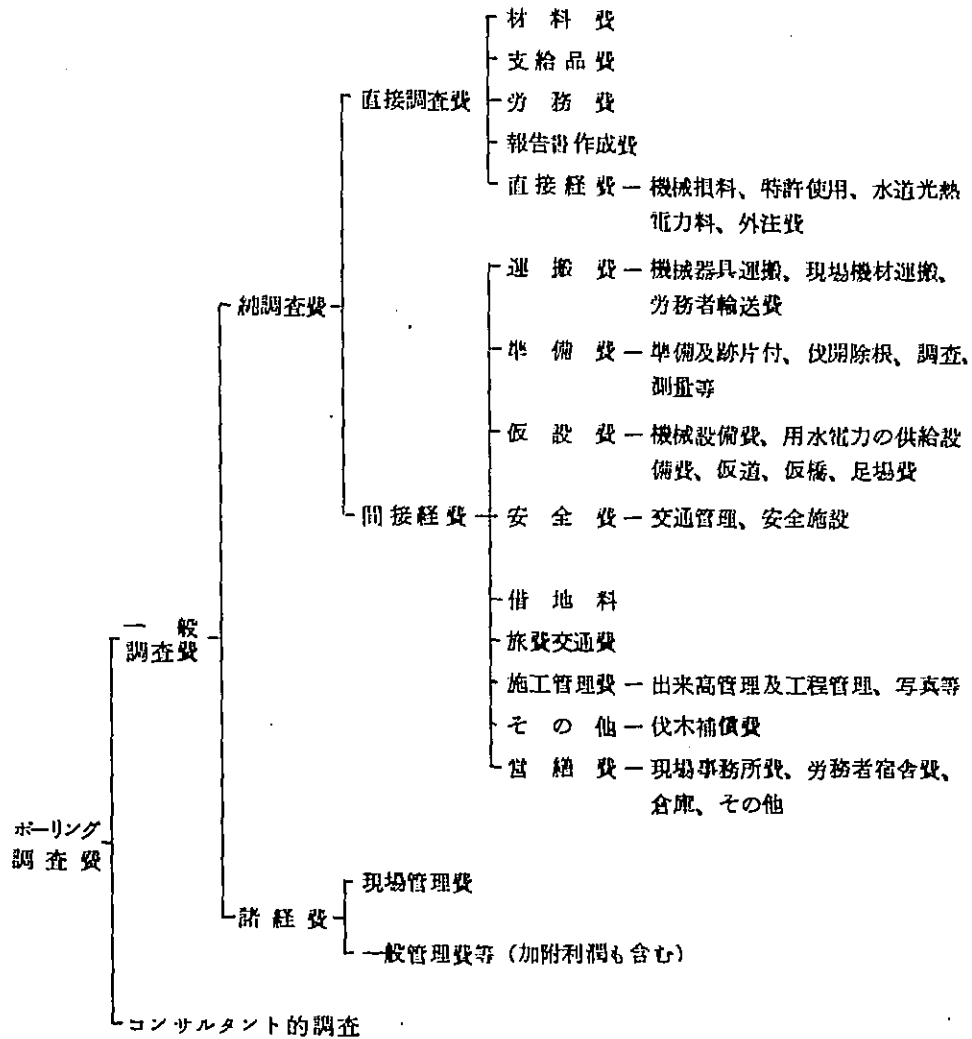
##### 2. 区分

観測および試験資料整理の区分は次表のとおりとする。

種 別	調 査 試 験 科 目	摘 要
地 質 土 質 調 査	オーガーボーリング 機械ボーリング 弾性波探査 電気探査 湧水圧試験 標準貫入試験 スエーデン式サウンディング試験 ベーンテスト	サンプリングも含む 〃
土 質 試 験	土粒子の比重試験 土の含水量試験 土の粒度試験 土の液性限界試験 土の塑性限界試験 土の収縮係数試験	JISA 1211 〃 1203 〃 1204 〃 1205 〃 1206 〃 1209
土 質 試 験 (道路、河川、ダム等土木 計画土工設計路床を含む 舗装設計のための試験)	土の遠心含水当量試験 土の現場含水当量試験 土の突き固め試験 現場における単位体積重量試験 土の一軸圧縮試験 土の圧密試験 土の透水試験 土の三軸圧縮試験 土の直接せん断試験	JISA 1207 〃 1208 〃 1210 〃 1214 〃 1216 〃 1217



### 3. 価格の構成



### 4. 価格構成費目の内容

#### (1) 一般調査費

一般調査費は、高度な技術的判定を含まない単純なボーリング調査で、その調査に基づく物理試験及び報告書作成等に要する費用である。



(一) 純調査費

(A) 直接調査費

直接調査費は、各調査部門において直接に調査対象物として調査されるものにかかる費用で、材料費、労務費、報告書作成費、直接経費等直接計上する費用である。

(B) 間接経費

直接に調査対象物として調査されるものでなく、各調査部門に対して共通に使われる運搬費、準備費、仮設費、安全費、借地料、旅費交通費、施行管理費、営繕費等直接調査費以外のもの。

(二) 諸経費

諸経費は、調査処理に要する現場管理費及び企業経営に要する一般管理費等で、その内容は(A)及び(B)によるものとする。

(A) 現場管理費

現場管理費は、純調査費の費目に含まれない現場における経費である。

(B) 一般管理費等

直接調査に関係ない本店及び支店における運営経費で、一般管理費及び加附利益である。

(2) コンサルタンの調査

コンサルタンの調査は、一般調査資料等により解析、判定、工法及び地表地質調査等高度な技術を要する業務である。

5. ボーリング調査費の積算方式

ボーリング調査費は、次の方式によって積算するものとする。

$$(1) \text{ボーリング調査費} = (\text{一般調査費}) + (\text{コンサルタンの調査})$$

$$(一) \text{一般調査費} = (\text{純調査費}) + (\text{諸経費})$$

$$= (\text{純調査費}) \times \{ 1 + (\text{諸経費率}) \}$$

$$(二) \text{コンサルタンの調査} = (\text{業務委託積算基準に準ずる})$$

白 基準日額

ポーリング調査に従事する人件費の基準日額は別途に定める。

## 〔5〕 道路および橋梁概略設計基準

### 1. 道路概略設計

道路概略設計は、地形図（ $1/5,000$ 又は、 $1/2,500$ 程度）をもととし、可能と思われる各線形を選定し、各線形について図上で100mピッチ（ $1/2,500$ 程度の地形図の場合は50mピッチ）の縦断の検討及び主要構造物箇所（鉄道、道路交差、渡河地点）について現地補足を行ない、土量計算、主要構造物の数量、概算工事費を積算し、各線形を比較検討をする。

道路概略設計 10Km当り（地形図 $1/5,000$ 程度）歩掛表

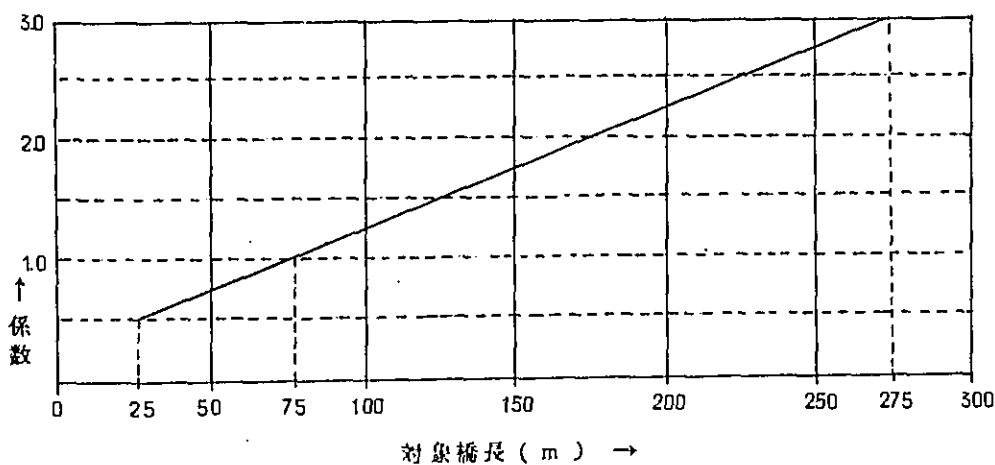
職 種 区 分	直 接 入 件 費							労務費 図工
	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	"(B)	"(C)	技術員	
現地調査			1.0	1.0				
路線選定	0.5	0.5	1.0	1.0				
設計計画			1.0	2.5	3.0			
数量計算 工費算定				2.0	3.0	4.0	12.0	
設計図						8.0	3.0	9.0
報告書			0.5	1.0	1.0	3.0		
照査		0.5	0.5	0.5	1.0			
計	0.5	1.0	4.0	8.0	8.0	15.0	15.0	9.0

## 2. 橋梁予備設計

橋梁予備設計に上部工3種、下部工2種類程度について、上部工については、主桁上最大曲げモーメント(又は軸力)の生ずる箇所の概略応力、断面計算を行なう。下部工については概略安定計算(転倒滑動及び支持力)及び基礎工の概略計算を行なう。

区 分	直 接 人 件 費							労務費
	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
設計計画	0.5	1.0	1.5	3.0				
応力計算			1.0	3.0	6.0	4.0		
設計図					1.5	2.0	4.0	
材料計算					1.5	1.5	3.5	
照 査		1.0	2.5	1.0				
計	0.5	2.0	5.0	7.0	9.0	7.5	7.5	

- (1) 標準歩掛は対象橋長75mの場合であり、他の橋長については下表により係数を求め、その係数を標準歩掛に乗ずるものとする。



- (2) 比較橋種は上部工3種類、下部工2種類とし、上、下部工が1種増減する毎に、20%増減する。

〔6〕 土木事業に係る設計業務等を委託する場合の  
契約方式等について

昭和34年1月19日  
建設省発厚第3号  
各地方建設局長あて  
事務次官通達

最終改正 昭和42年3月31日  
建設省厚発第121号

建設省直轄の土木事業に係る調査、計画及び設計の業務を外任する場合の  
取扱を、下記のとおり定めたから通知する。

記

1. 建設省直轄の土木事業に係る調査、計画及び設計に関する業務（高度の  
技術的判定を含まない単純な測量及び調査を除く。以下「設計業務等」と  
いう。）を外注するときは、原則として、委託契約を締結するものとする。
2. 設計業務等の委託料は、目の細分「測量及び試験費」又は「調査費」か  
ら支出するものとする。
3. 契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項  
に規定する契約担当官等をいう。）は、設計業務等を随意契約により建設  
コンサルタント（建設コンサルタント登録規程（昭和39年建設省告示等  
1131号）第6条の規定による登録を受けた建設コンサルタントをいう。）  
に委託する場合において、設計業務等の処理に必要な技術水準を勘案し必  
要があると認めるときは、受託者に、当該受託者に所属する技術士（技術  
士法（昭和32年法律第124号）第14条の規定による登録を受けた者  
をいう。）で当該設計業務等の処理の技術上の管理をつかさどるもの（以  
下「主任技術者」という。）を置かせるものとする。
4. 委託契約書の様式は別紙を標準とするものとする。

5. 設計業務等を委託する場合において、第3項の規定により主任技術者を置かせるときは、契約書に主任技術者の氏名を記載するとともに、次の1条を加えて委託契約を締結するものとする。

(主任技術者)

第〇条 乙は、頭書の主任技術者に委託業務の処理の技術上の管理をつかさどらせなければならない。

6. 予定価格の積算方法は、別に官房長が定めるところによる。
7. 設計業務の受託者には、原則として、当該設計に係る工事の入札に参加させ、又は当該工事を請負わせてはならないものとする。

## 別 紙

### 設計業務等委託標準契約書

委託業務の名称

履行期限 昭和 年 月 日

業務委託料

頭書業務の委託について、委託者支出負担行為担当官〇〇地方建設局長を甲とし、受託者〇〇〇〇を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第1条 乙は、別冊「仕様書」に基き、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 甲は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第8条 乙の責に帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込があると認められたときは、甲は、延滞金を付して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、業務委託料に対して、延長日数に応じ日歩2銭7厘の割合を乗じて計算した金額とする。

3 甲の責に帰する事由により第10条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、乙は、甲に対して日歩2銭7厘の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(検査及び引渡)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく、当該補正を行ない、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該目的物を甲に引渡すものとする。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、業務委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(違約金)

第11条 乙の責に帰すべき事由により、甲が契約を解除したときは、乙



は業務委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに納付  
しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはなら  
ない。

(契約外の事項)

第13条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事  
項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。本契約の  
証として本書二通を作り、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

昭和 年 月 日

甲 ○○県 市 町 番地

○○地方建設局

支出負担行為担当官

○○地方建設局長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 ○○県○○市○○町○○番地

○ ○ ○ ○ 印

## 〔7〕 ジョイント・ヴェンチャーについて

以下の文章は、建設省計画局建設振興課が、中小建設業者の施工能力の増大を図り、施行能力に適する工事受注機会を与えることを目的として、ジョイント・ヴェンチャー方式を推進していく指針を示したものの抜粋で、コンサルタント業務についてのものではないが、国際協力事業団における開発調査事業に対し、この指針を相当部分適応させることが可能と考えるので、ここに掲載したものである。

### A 共同請負の性格

共同請負という言葉は、単独請負という言葉に対応するものであって、通常2つの意味に用いられている。即ち狭義には、2以上の企業が契約の一方の当事者となって請負を行なうことをいい、広義には、2以上の企業から成る協同組合等の法人が当事者となる請負を含める場合もある。

後者の場合は、厳密には協同組合等による単独請負なのであるが、この場合、実際には複数の組員等が工事を行なうことが多いので通常共同請負と称している。ここでは主として、狭義の共同請負について述べることにする。

#### 1. 共同企業体の形態

共同請負を行なおうとする建設業者は、まず共同企業体を結成する。この共同企業体とは、いわゆるジョイント・ヴェンチャー（Joint Venture 以下J・Vと略称する。）と称されるものであって、共同して工事を行なうために用いられる共同経営の一方式であり、アメリカにおいて発達した制度である。アメリカにおけるJ・Vの形態をみると、次の2つのものがある。

即ち、

- (1) 全体の経営を一構成員に一任し、他の構成員は単に資金、人員、機材等を拠出する共同経営の形態

この場合、経営を一任された会社のことをスポンサーといい、このス

・ スポンサーは、工事を担当し専ら施工する責任者である。

(2) 全構成員が各々資金、人員、機材等を拠出して新組織を作る共同経営の形態

つまり、全構成員が、合名会社なり株式会社なりの新会社を設立し、その新会社が工事の施工に当るのである。

これに対し、日本では、厳密な意味でのアメリカ式J・Vは行なわれていないので、アメリカ方式を参考としながら、いわば日本的なJ・Vが行なわれてきた。これを大別すると、次のような方式がある。

(1) 共同施工方式

全構成員が各々資金、人員、機材等を拠出して、合同計算により工事を施工する。

(2) 分担施工方式

各構成員が工事を分割し、各々の分担工事について責任をもって施工し、共通経費は拠出するが、損益については、合同計算を行わない。

(3) 匿名施工方式

発注者に対しては、一企業の単独請負の形態をとっていて、構成員の名前は表面に出ないが、その裏では共同経営を行なう方式で、業界でいわゆる「裏ヴェンチャー」と称されているものである。

今回建設省で推奨している共同企業体は、(1)共同施工方式（甲型）と、(2)分担施工方式（乙型）である。

2 共同企業体の法的性格

(1) 非法人性

共同企業体という言葉は、まだほとんど知られていない言葉であって、その法的性格についても種々の見解がある。アメリカのJ・Vにおいては、スポンサー型式のものにして、いずれも法人格を有するが、日本式J・Vにおいては法人格を有しない。日本においては、この種のJ・Vに法人格を与える法律がないし、アメリカに比べて商業登記手続が面倒なため、別

会社の形態をとるものもない。従って今後特別法の制定等によって法人格を付与する道を講ずるならばともかく、現在は共同企業体には法律行為を行なう能力はない。そのため、発注者と請負契約を締結する場合には、共同企業体の構成員がそれぞれ契約の当事者となる。

といっても、構成員が個々に発注者と契約書を作成する必要はなく、一つの契約書に構成員の名を連記し、押印すれば足りる。共同企業体は法人格は有しないが、その法的性格は団体の一種 — それも会社関係における全一体としての色彩が比較的淡く、その構成員個人の色彩が強く現われているもの —

即ち、共同企業体の資産は、構成員全員が共同に所有し、その負債は、全員が共同に負担する。共同企業体の行為は、構成員全員又は全員から代理権を与えられたもの（現行の共同企業体協定書等では「代表者」と称している。）によってなされ、その法律効果は全員に帰属する。このような見地からみて、共同企業体の法的性格は、民法上の組合の一種と考えられるべきであろう。

共同企業体の民事訴訟の当事者能力については、共同企業体としては当事者能力は認められえないが、企業の財産は構成員の共有（厳密にはいわゆる「合有」に属するから、これに関する訴訟は構成員全員が共同してすべきであり、（構成員はその中の1人を選んで当事者とすることができる。）企業体の債務は構成員各自の債務に帰するから、構成員に請求すべきである。（民事訴訟法第47条参照）

## (2) 連帯債務性

共同企業体の構成員は、請負契約によって発注者に対し連帯債務を負っており、一構成員が工事を履行しないような場合、発注者は他の構成員に対して履行を請求することができる。

これは発注者に対して工事施工の確実性を与えるものである。

## B 共同企業体実施要領

### 1 共同企業体の結成

#### (1) 共同企業体の結成の時期

建設省が従前推奨していた共同企業体方式は、1件工事毎に結成し、当該工事完成後は解散するものであったが、今回の共同企業体は、原則として年度当初に結成され、その年度を通じて存立するものである。従前の共同企業体による請負は、いわば発注者の指導によってその都度行なわれたのに対し、今回のものは、通常の指名競争入札制度になじませるため、各企業体が資格審査を受け、級別格付けを得ることができるように毎年度当初、競争参加願（指名願）を提出しなければならない。

従って共同企業体方式によって請負を行なおうとする建設業者は共同企業体を結成し、各発注者の定めた時期に競争参加願を提出する。この様式については、別添様式として通達に添付してある。

この競争参加願の添付書類としては、一般業者が毎年度提出するもの、例えば、登録証明書、登記簿謄本、身元証明書等を各構成員の分をとりまとめて発注者に提出する。共同企業体の結成の時期は、競争参加願の提出前であるが、結成の時に共同企業体協定書を作成しなければならない。共同企業体には、後述のように甲型と乙型とがあって、工事施工の方法が異なるのであるが、競争参加願の提出前にそのいずれかの型をとるか決定するのは、その構成員にとって大きな問題である。構成員の結合の度合が強くて、甲型であると決定した場合はさほどの問題はないがその構成員の結合が比較的弱い、あるいは他の理由によって、入札に付される工事の種類によっては、乙型をとりたいという意向が強い場合には、甲、乙両型の協定書を作成することも可能である。一つの企業体に二つの協定書があるのは、一見奇異に感ぜられるが、もともと、この協定書は、アメリカのいわゆる事前協定に相当するものであり、共同企業体の名称、構成員、代表者、住所等を定めて構成員に共同請負の意思

を確認させるものである。というのは、結成当時には、いかなる工事を落札し施工するかが特定していないため、出資の割合とか、分担工事の種類とかのいわば共同請負の本質的な事柄を記載する「第8条に基づく協定書」を作成することは不可能であり、この第8条に基づく協定書のない共同企業体協定書は構成員相互間において法律効果を生じないものである。つまり、共同企業体は、競争参加願提出以前に成立しているのであるが、実質的には法律効果は何ら発生せず、請負契約の締結までは、いわば休眠状態にあるといえよう。なお、競争参加願には共同企業体協定書を添付して提出する必要はない。

## (2) 共同企業体の構成員

共同企業体は、構成員が建設事業を共同して営むものであるから、当事者の一方が相手方の営業のために出資をなし、その営業から生ずる利益の分配を受ける匿名組合とは異なる。構成員は全員が実際に建設工事の施工に当らなければならないのであるから、構成員の範囲は当然協定される。即ち、すべて建設業者に限られるのであって、金融機関、建材メーカー等は共同企業体に加入することはできない。

また、構成員の数についても、全員が事業に関与する建前から当然にしぼられるものであって、工事の規模、種別等によって異なるので一概にいえないが、5以下の数が妥当であろう。

## (3) 共同企業体の代表者

共同企業体が工事を施工する場合、発注者は監督、工事代金の支払い等について個々の構成員を相手にするよりも、特定の構成員を相手とした方が便利であり、かつ統一的でもあるので、企業体に代表者を設けることとした。この代表者は、法律的には全構成員の代理人に当るものであってこの代表者の行為、例えば請負代金の受領等の行為の効果は、全構成員に帰属する。

## 2 入札及び契約

### (1) 工事の入札

共同企業体が結成され、競争参加願が発注者に受理されると、発注者は後述するように、企業体の施工能力等について資格審査を行ない、級別に格付けする。そして、発注者は、工事を入札に付する場合には、当該工事の規模に見合った級別格付を有する企業体に入札参加の指名を行なうことになるが、この場合、発注者は、代表者あてに通知することになる。入札参加の指名通知を受けた企業体は、工事の種類、工期、構成員の能力等を考慮して、甲型にすべきか、乙型にすべきかを決定し、入札価格を算定して入札に臨むのである。入札書の形式は、単に入札の場合と異なり構成員の住所、氏名を連記するのを原則とする。これは、発注者の側で、発注者の指名した企業体と入札に参加した企業体とが同一のものであり、かつ構成員の変動がないかどうかを確認する意味と、

(発注者は競争参加願に記載された構成員を基にして企業体の級別格付けを行なったのであり、入札時に構成員の変動があれば、当然級別格付けの変更もありうるから)入札価格の算定に当って、構成員が協議を尽したかどうかを知る意味とがあるからである。ただ、構成員が企業体の代表者を入札代理人とする旨の委任状を発したときは、代表者は委任状を入札書に添付し、代表者名のみをもって入札を行なうこともできる。

### (2) 請負契約の締結

前述したように、共同企業体は法律行為能力を有しないから、契約は構成員個々がしなければならない。

また、共同請負は、能力の小さい建設業者の団結の力によって、より大きい工事を行なおうとするものであるから、発注者は契約書に条項を設け、工事完成の担保として、構成員に連帯債務を負わせている。

また契約約款中にも、監督、請負代金の支払い等の契約に基づく行為については、企業体の代表者を相手方とする旨の条項を設けることにな

っている。

請負契約締結の際、契約書に共同企業体協定書を添付しなければならない。契約締結の際は、工事が特定し、甲、乙のいずれの型をとるかはすでに定まっているのであるから、年度当初締結した共同企業体協定書の外に、特定工事の度毎に作成する「第8条に基づく協定書（以下8条協定書と略称する。）」も同時に添付しなければならない。この8条協定書は、共同企業体による工事の施工方法に甲、乙両型あるのに対応して、やはり二つの型があり、甲型の協定書には甲型の8条協定書が続くのである。従前の共同企業体は、1件工事毎に結成され、工事完成後には解散するものであるため、工事の度毎に協定書を作成して構成員の出資割合等を定めればよかったが、今回推進しているものは、企業体は年間を通じて存在するが、出資割合等は1件工事毎に変わるのが通常であるから、これに合わせるため8条協定書が必要になったもので、協定書と8条協定書とが作成されはじめて其の意味での共同企業体が成立したといえることができる。

次に、企業体が施工する場合の工事完成保証人については、複数の建設業者が連帯債務を負っているから、発注者の不安もかなり軽減されるのでこれを廃止する方針であり、その線に沿った指導を行なっている。

### (3) 工事の施工

工事の施工に当っては、構成員より成る運営委員会において工事の段取り等を定める。工事施工の態様としては、甲型の場合は、構成員がそれぞれ資金、人員、機材等を拠出して渾然一体となつて施工するのに対し、乙型の場合は、構成員が8条協定書に定められたそれぞれの分担工事を施工するのである。前払金、部分払金及び最終支払金の支払いは、代表者を相手になされ、代表者は、自己の名義による別口預金口座を設けて、個人財産と企業体の財産とを区別しなければならない。工事途中において設計変更等が行なわれ、契約金額が増減するような場合には、



甲型においては8条協定書の定められた構成員の施工割合に従って増減し、乙型においては構成員各自の分担工事額が増減することになる。

#### (4) 決 算

工事が竣工し、検査、引渡しを完了し、最終支払いがなされた後、企業体は当該工事について決算を行なう。決算の結果、利益金を生じたときは、甲型においては、8条協定書で定められた出資の割合によって配分し、欠損を生じた場合も同様とする。乙型においては、分担工事が定められているので、その工事の中から自己の採算で利益を生ずべきものであり、配分の問題は起りえない。工事途中において仮の清算を行なうことはもとよりさしつかえない。

#### (5) かし担保責任

共同企業体の施工した工事についてのかし担保責任は、単独請負の場合と同様に、契約で定められた期間存続する。即ち、甲型においては、工事が不可分なので構成員全員が連帯して責任を負い、乙型においては、工事が可分であるので、構成員はまず自己の分担工事について責任を負うが、発注者に対して最終的には構成員が連帯して責任を負うのである。

### 3 共同企業体の形態

わが国における共同企業体の形態としては、前述したように3つのものがあるが、匿名施工方式はいわば非公式のものであって、ここでは現在建設省で推奨している2つの型について述べることにする。

#### (1) 甲 型

共同施工方式であって、全構成員が各々資金、人員、機材等を拠出して工事を施工する型である。たとえば、A社は技術職員を、B社は事務職員を、C社は機械等を、D社は資金をというようにそれぞれ構成員が協議のうえに拠出し合い、構成員全員で組織する運営委員会の指揮のもとに工事の施工に当る。従って、各構成員の個性は表面に現われないうえに構成員は、いわば渾然一体となって工事を施工する。

損益は、各構成員の当該工事に対する関与の割合（これを協定書では出資の割合と称している）に従って按分する。

現物を拠出する場合には、これを時価で評価するものとする。共同企業体の一般管理費ともいふべき共通経費については、構成員の出資の割合によって負担する。

(2) 乙 型

分担施工方式であって、構成員は工事を分割し各々の分担工事を施工する型である。たとえば、水力発電施設建設工事の場合、A社はダムを、B社は導水路を、C社は発電所をというように、工事を分割し、各構成員は自己の責任と計算において分担工事を完成するものである。従って、甲型とは異なり、各構成員の個性が表面に現われ、工区の分割と結果的には変わらないように見えながら、発注者に対しては、連帯して責任を負っているのである。この場合、構成員全員より成る運営委員会が定めた工程表によって分担工事の進捗を図るのである。共通経費については、構成員は分担工事の金額に応じて負担する。

以上述べた甲乙両型の主たる相違点を表示すれば次表のようになる。

	甲 型	乙 型
工事の施工方法	構成員は一体となって工事を施工する。	構成員は各分担工事を施工する。
利益金又は 欠損金の配分	資金、人員、機材等の拠出割合によって配分する。	構成員は、それぞれ分担工事の金額が定められているもので、配分の問題は起らない。
共通経費	出資割合に応じて負担する。	分担工事額の割合によって負担する。
責 任	構成員は共同連帯して責任を負う。	構成員はまず分担工事について責任を負うが、最終的には構成員が共同連帯して責任を負う。

## ○ 質疑応答集

問1 共同企業体に甲型および乙型の2種があるが、建設省としてはどちらを推進する考えをもっているか。

答 共同請負推進の理由は、工事の大型化に対処し、中小建設業の施工能力の向上をはかることにより、受注機会の増大をはかる趣旨のものである。したがって、乙型で実施する場合は、工事を分割して施工するものであり、結果的には、分割発注を行なった場合と同様の結果となるので望ましくない。特に工事が大型化するに当たって、単位当たり費用は削減するから大型工事を分割した場合にその個々の工事についてみると、同金額の1件として発注された工事とその内容を異にし、工事単価は低くなる。したがって適正な利潤の確保が困難となり、さらに手抜工事等考慮される事態を招来するおそれもあるので、原則として、甲型によることを推進する。

### (共同企業体の結成)

問2 共同企業体はどの程度の業者が、何社くらいで結成するのが適当であるかと考えるか。

答 共同請負は中小企業の振興対策の一環として推進されるものである。したがって、共同企業体の構成員の規模は、建設省の競争参加資格でみた場合、C級以下の業者規模を中小企業の範囲としている。また、共同企業体の構成員数は、おおむね5社程度以下が適当な数と考えているが、共同企業体の各構成員の結合が同志的なものであり、相互信頼と協調が期待されるものであればこれをこえても支障ないと考えられる。しかし、構成員があまり多数になる場合においては、利害関係が複雑となり、協調が困難となり、破たんを招くおそれが多くなるものと考えられる。なお、構成員を決定するに当たっては、信頼度、協調度、人的、物的設備の状況等の総合的観点から決定し、適正な人数によって共同企業体を結成することが望ましい。

問3 一企業がいくつもの共同企業体を結成したまたは他の共同企業体の構成員にはなれるか。

答 通達上では、質問の点について何らふれていないが、共同企業体は、本来、互に信頼し、又は信頼するに足る同志的企業をもって結成され、またその構成員となる企業の技術的性質、経営的内容を勘案して結成されるので、そこに必然的に制約されるものと考えられる。

企業が単に受注機会の増大を図る目的をもって、いくつもの共同企業体を結成することは好ましいことではなく、一発注者につき一企業体に限られるべきである。しかし、企業体の他の構成員との関係から他の工種の共同企業体の構成員となることは差し支えない（例えば、総合工事業者は、土木型の共同企業体と建築型の共同企業体の双方の構成員となることができる。）

問4 共同企業体の名称は、どのようにつけてもかまわないか。同名称、異構成員の共同企業体がでることが考えられるが、統制する必要があると思うがどうか。

答 共同企業体の名称については、なんらの規制はない。従って、名称は自由に付することができるが、同一発注者内において、このような同名、異構成員の共同企業体があることは、混乱を招くおそれもあるので、共同企業体を結成し、その名称をつける際には、あらかじめ、発注者側と相談し、重複しないようにすることが肝要である。

なお、名称は、できる限り簡潔にし、必ず「共同企業体」の字句を付することが望ましい。

問5 共同企業体の結成及びその運営について、特に留意すべき点は何か。

答 共同企業体は、構成員が対等の地位に立ちつつ、同志的結合をもって組織された共同経営の一形態である。従って、その結成にあたっては、共同企業体を結成しようとする各企業の「相互信頼」と「協調」を基調とした共存共栄をはかる気持がなければ成立しないものである。

またその運営にあたっては「互譲の精神」をもつことが肝要であり、相互信頼、協調および互譲を欠いた運営は、共同企業体として永続きすることはむずかしい。また、このような共同企業体は、発注者などの関係者に対して損害を与えるばかりでなく、中小建設業の振興対策の一環として推進されている共同請負制度を破壊するものである。

したがって、相互信頼、協調および互譲を欠いた企業体の結成は、絶対に排除されなければならない。

問6 共同企業体協定書第4条は、1年を経過しても、工事の請負契約履行後○箇月を経過するまでの間は、解散することはできないということになっているが、この期間はどのくらいおいたらよいか。

答 共同企業体の存続期限の1年が到来し、かつ、工事の履行がなされている場合においても、一定期間を経過しなければ、直ちに解散することができないとした理由は、工事現場の後かたづけ、工事代金の請求、受領、決算などのため、履行工事の残務整理期間を設けておく必要があり、この規定を設けたものである。

工事代金の支払期限を建設工事請負契約約款でみると、建設業者から適法な支払請求を受けた日から起算して40日までの間に支払うこととなっており、これと平行して、工事現場の後かたづけ等が行なわれるとしても、工事材料などの未払金の整理、損益の分配などを勘案すると、共同企業体は、請負契約の履行後、少なくとも2箇月は存続させる必要があり、これに1箇月の余裕をみ、3箇月程度の期間をおけばよいものと考えらる。

なお、請負契約履行の時点は、単に工事を完成したときではなく、発注者がする検査に合格し、引き渡しを完了した時が履行の時点となるので、共同企業体として、指名願を提出した発注者の全部が、契約上、請負代金の支払いと同時に引渡しをすることになっている場合は、この期間は適当な期間に短縮しても差しつかえない。

問7 甲型、乙型の決定はいつするのか。

答 工事の施工にあたっては、甲型または乙型の決定は、その工事の規模、性質、施工法などにより定められるべきであって、工事受注の都度行なうものである。

問8 甲型の共同企業体では、構成員が出資しなければならないが、その割合は何を意味するものか。

答 出資は、工事の完成に要する経費を、必要に応じ、その都度、各構成員が分担して、出資の型で拠出するものであり、この割合を出資割合という。

出資割合は、施行に関して共同企業体が管理する財産及び収益に対する構成員の権利、義務の割合を定めたものである。

問9 運営委員会はどんな権限をもつか。

答 運営委員会は、いわば株式会社の取締役会に相当するもので、工事の分担、工事の施工の管理、分担工事施工のための必要経費の配分、構成員間の紛争処理、工事竣工後における機材、人員などの処分その他について、共同企業体の意志を決定する最高の機関である。

したがって、運営委員会の委員は、構成員であるところの企業の意志を決定できる代表者、または、これらの代表者より委任をうけた者になるのが通例である。

なお、甲型の共同企業体にあっては、運営委員会の下部機構として、事務局を設け、運営委員会が決定した事項の実施に当る。

乙型の共同企業体においては、かならずしも事務局をおく必要はないと考えられる。

問10 共同企業体で施工中、設計変更があった場合はどうなるか。

答 甲型の共同企業体は、共同企業体に一つの勘定を設けて施工するものであるから、設計変更などにより工事金額などについて変更があった場合、その出資の割合などについては変更がないが、乙型の共同企業体の

場合には、変更があった箇所を分担する構成員についてのみ変動する。

なお、この場合において、甲型、乙型とも工事金額の増減のいかんを問わず、各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負わなければならないことはもちろんである。

問 11 共同企業体協定書第 7 条によると、共同企業体の代表者は、自己の名義をもって、請負代金の請求、受領するなどの権限を有するとあるが、この際の印は、(イ)「共同企業体代表者」という印章を作り使用する。(ロ)共同企業体の代表者(代表企業が法人企業である場合はその法人の代表取締役)の印鑑を使用するという二方法があるが、どちらの印を使用するのが妥当か。

答 書類等を作成した場合に押印する理由は、書類などの作成が作成者自らの意志により作成したことを証明し、または、作成者の責任を明らかにするためにするものである。したがって印章は、書類などの作成者のものでなければならないが、さらにこの印章が作成者のものであることを証明できる印章が望ましい。

市区町村または登記所に登録または提出した印章が望ましい。共同企業体は、人格を有しないので、印章を作成しても、これを証明する方法がないので、(ロ)の代表企業の印章を使用すべきであると考えられる。

問 12 法人税法第 1 条第 2 項は、法人でない社団などで、代表者または管理人の定めがあり、かつ収益事業を営むものは、法人とみなされて納税義務者となっているが、共同企業体は、法人とみなされて、その収益について課税されるか。

答 共同企業体は団体の形式をとっているが、その収益および財産は、実質的に構成員たる法人または個人に帰属することになっているため、その法人または個人の事業と認められ、共同企業体そのものとしては納税義務者とはならない。(法人税法通達昭和 32 年直法 1-30)

問 13 共同企業体協定書には、収入印紙を貼付する必要があるか。

答 共同企業体協定書は、共同企業体構成員間の権利、義務関係などを明らかにしたもので、一種の財産権を創設したことをしめす証拠となる文書であり、印紙税法第 1 条に規定する証書に該当する。したがって、同法第 4 条第 1 項に定める金額（10 円）の印紙税を納付することを要し、この納付の方法は、協定書に収入印紙を貼って納めなければならない。

また、協定書第 8 条に基づき、出資割合または分担工事額を定めた場合における協定書についても同様である。

なお、この協定書は、協定を締結した証拠として構成員全員が所持するものであるため、その全部の協定書について印紙税を納付する必要がある。

問 14 共同企業体は、発注者と請負契約を締結する際、請負契約書に共同企業体協定書を添付することとなっているが、この協定書にも収入印紙を貼らなければならないか。

答 共同企業体により請負契約を締結する場合、発注者はその共同企業体の各構成員間の権利、義務関係などを知っておく必要があり、さらにその内容を請負契約の一部とすることにより、発注者と構成員間の権利、義務関係の明確化をはかるために、協定書の提出を求めているのである。したがって、各構成員が所持する協定書と同一の内容のものであれば、この協定書は写をもってたりるので、印紙税を納付する必要はない。



○ 中小建設業の振興について

昭和37年11月27日 建設省発計第79号  
事務次官から地方建設局長あて  
最終改正 昭和41年6月30日 建設省発厚第33号

最近における建設工事量の増大に対処し、その円滑な施工を確保するためには、さきに通達したように、発注に当って工事規模、工期及び発注の時期を適正にする等の配慮が必要であるが、他方建設業者なканずく中小建設業者の施工能力の増大を図る必要がある。

そのため、中小建設業者による共同請負の実施を推進して、その施工能力の増大を図り、増大した施工能力に適する工事を発注する機会を与えるよう別紙要領に基づき所要の措置を講ぜられたい。

なお、中小建設業者については、今後は、単なる共同請負から協同組合化へ、さらに進んで企業合同へと馴致するよう配慮されたい。

別紙 1.

共同請負実施要領

1. 共同企業体を結成して工事を施工しようとする建設業者は、発注者の定めるところにより建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出する。
2. 発注者は、別紙2の資格審査要領により当該共同企業体の資格審査を行なう。
3. 削 除
4. 入札書の形式は、次のとおりとする。

○○共同企業体

代表者	○○建設株式会社代表取締役	何	某
	○○建設株式会社代表取締役	何	某
	○○建設株式会社代表取締役	何	某

5. 契約書における相手方の表示

4.に同じ

6. 契約書中に特記すべき事項

「〇〇建設株式会社外〇社は、別紙〇〇共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請負う。」

7. 契約約款中に特記すべき事項

「発注者は、工事の監督、請負代金の支払い等の契約に基づく行為については、すべて代表者〇〇建設株式会社を相手方とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。」

8. 昭和 37 年度においては、既に一般建設業者の資格審査は完了していると思われるが、相当な期間を定めて予算、決算および会計令第 72 条第 4 項に基づく公示を行ない共同企業体の競争参加願が提出された場合、資格審査を行なわれたい。

9. 共同請負の有効適切な実施を図るため、標準共同企業体協定書（甲乙）を作成したので添付する。

なお、この協定書はあくまで標準的なものであって、結合の実情に応じて発注者において必要と認める条項を加え、不必要と認める条項を削除して利用しても差し支えない。

別紙 2

共同企業体の資格審査要領

共同企業体は、構成員全員が共同して工事を施工するものであるから、その資格審査に当っては、次の要領により特別の措置を講ずるものとする。

1. 適格性の審査

共同企業体構成員の全員について、不誠実な行為の有無及び経営状態に関する適格性の審査を行なうものとする。

2. 客観的事項の審査

共同企業体の経営に関する客観的事項の審査は、建設業法第27条の2に基づく建設省告示第246号（昭和37年2月9日）に準じて行なうものとし、完成工事高、経営規模（自己資本額、職員の数及び機械器具等の額）経営比率（流動比率、自己資本固定比率、自己資本回転率及び完成工事高純利益率）及び営業年数は、次のとおり取り扱うものとする。

(イ) 共同企業体の完成工事高は、各構成員の完成工事高の和とする。

(ロ) 共同企業体の経営規模は、各構成員の自己資本額、職員の数及び機械器具等の額のそれぞれの和とする。

(ハ) 共同企業体の経営比率及び営業年数は構成員の平均値によるものとする。

### 3. 主観的事項の審査

共同企業体の工事施行能力に関する主観的事項の審査は、前年度の完成工事の成績を評定して行なうものとする。

### 4. 級別格付の調整

共同企業体の級別格付けを行なうに当っては、当該企業体の結合の強弱及び適否を勘案し、客観的事項及び主観的事項の合計数値について、おおむね20%の範囲内で調整することができるものとする。

## 〇〇建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、昭和 年 月 日に成立し、その存続期間は、1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2. 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2. 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

2. 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあ  
る場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
3. 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構  
成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割  
合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた  
割合とする。
4. 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。た  
だし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から

構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5. 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解産した場合には、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責任に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

〇〇建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇建設共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変らないものとする。

記

1. 工事の名称 ○○○○○○工事
2. 出資の割合 ○○建設株式会社 ○○%  
○○建設株式会社 ○○%

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

○○建設共同企業体

代表者 ○○建設株式会社代表取締役 ○○○○<sup>㊟</sup>

○○建設株式会社代表取締役 ○○○○<sup>㊟</sup>

○○建設共同企業体協定書（乙）

（目 的）

第1条 当企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名 称）

第2条 当共同企業体は、○○建設共同企業体（以下「企業体」）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、昭和 年 月 日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後○箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2. 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

2. 前項に規定する分担工事の価については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところ



により必要な経費の分担を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により、毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2. 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3. 前2項に規定する責任について協議がととのわなるときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4. 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免かれるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または、解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2. 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事を次のとおり定める。

ただし、分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があったものとする。

記

1. 工事名称 ○○○○○工事

2. 分 担

(1) 〇〇建築工事 ○〇建設株式会社

〇〇建築工事

〇〇土木工事 ○〇建設株式会社

(3) ……………工事……………

〇〇建設株式会社外〇社は、工事の分担について、上記のとおり定めただけで、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇 ㊟

〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇 ㊟

○ 中小建設業対策としての共同請負の推進について(抄)

昭和 41 年 6 月 30 日 建設省発厚第 33 号

事務次官から各地方建設局長あて

標記について、別紙写しのとおり主たる発注官庁（建設省を含む。）あて  
依頼があったので、今後これにより実施することとされたく、通達する。

別紙

中小建設業対策としての共同請負制限について

昭和 41 年 5 月 12 日 建設省発計第 33 号の 2

事務次官から事務次官あて

年々増大する建設事業量に対処し、その適正かつ円滑な工事の施工を図るとともに、中小建設業者の施工能力の増大を図るために、さきに昭和 37 年 11 月 27 日建設省発計第 79 号の 3 「中小建設業の振興について」をもって、中小建設業者による共同請負の実施の推進について御配慮願ってきたところでありますが、今日までの実施の結果にかんがみ、さらに改善・工夫を要する点があるものと認められますので、貴省及び貴省関係各機関においても、下記諸点に留意のうえ、共同請負の推進方につき特段の御配慮を願いたく依頼申し上げます。

なお、関係業界に対し、別添のように通知したのでお含み願います。

記

1. 共同企業体は、次の要件をみたすものであることが望ましい。
  - (1) 共同企業体の構成は、構成員相互の利害関係の複雑化、協調の困難性

を避け、運営上の責任の明確化を図るために、企業数おおむね5社以内であること。

- (2) 各構成員が資本、技術、材料を出し合う等により、工事の施工にあたって総合力が発揮でき、実質的的施工能力が増大するようなものであること。
  - (3) 共同企業体の格付が構成員各個の格付より昇格するような組合せであること。
2. 施工能力のある共同企業体に対しては、相互の規模の工事の指名について配慮すること。
  3. 本制度の趣旨に即せず、単一企業の単なる受注機会の増大を図るための方便とみられるもの、工事の適切な遂行が期待できないと判断されるものに対しては指名することなく、また、共同企業体として、十分な成果を挙げることができなかつたものに対してはその責任を明らかにし、各構成員を含めて適切な措置をとること。
  4. 共同企業体の各構成員が、同一発注者に対して資格審査申請書を提出している場合は、共同企業体資格審査に必要な各構成員の添付書類を簡素化するよう配慮すること。
  5. 大企業と中小企業が協力し、相互に技術、資材、労務等を提供し合うことによって、工事の円滑な施工が期待される場合等においては、工事ごとに大企業と中小企業とが共同企業体を結成することも差し支えない。

